

平成 3 1 年 3 月 1 5 日

平成 3 1 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

平成 3 1 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 2 号 ）

招 集 年 月 日 平 成 3 1 年 3 月 1 5 日 （ 金 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 4 時 2 7 分

出 席 議 員 （ 9 名 ）

1 番	吉	田	哲	也	3 番	村	山	一	彦	
4 番	井	上	武	津	男	5 番	岡	田	泰	正
6 番	岡	本	正	意	7 番	畑		武	志	
8 番	竹	内	き	み	代	9 番	小	西		啓
1 0 番	岡	田			勇					

欠 席 議 員 （ 1 名 ）

2 番 藤 井 清 隆

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀	忠	雄			
副	町	長	奥	田	右		
総	務	課	長	岡	田	博	之
地方創生担当課長	草	水	清	美			
地域力推進課長	犬	石	剛	史			
人権啓発課長	井	上	順	三			
税住民課長	細	井	隆	則			
福祉課長	北	広	光				
診療所事務長	久	保	順	一			
農村振興課長	東	本	繁	和			
建設事業課長	馬	場	正	実			
会計管理者兼会計課長	瀧	村	幸	代			

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り								
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙	議	事	日	程	の	と	お	り
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お	り							
会	議	録	署	名	議	員	1	番	吉	田	哲	也					
							3	番	村	山	一	彦					

議事日程（第２号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 2 号 平成 31 年度和東町一般会計予算

議案第 3 号 平成 31 年度和東町湯船財産区特別会計予算

議案第 4 号 平成 31 年度和東町国民健康保険特別会計予算

議案第 5 号 平成 31 年度和東町簡易水道事業特別会計予算

議案第 6 号 平成 31 年度和東町下水道事業特別会計予算

議案第 7 号 平成 31 年度和東町介護保険特別会計予算

議案第 8 号 平成 31 年度和東町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 3 議案第 16 号 和東町景観条例の制定について

日程第 4 議案第 19 号 和東町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

日程第 5 議案第 22 号 和東町印鑑条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 23 号 和東町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 24 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 9 号 平成 30 年度和東町一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 10 号 平成 30 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 11 号 平成 30 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 12 号 平成 30 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第

3 号)

議案第 13 号 平成 30 年度和束町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 14 号 平成 30 年度和束町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)

議案第 15 号 平成 30 年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 9 発委第 1 号 和束町議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第 10 発議第 1 号 安心できる国民健康保険制度へ国の公費負担増額を求める意見書

日程第 11 発議第 2 号 消費税増税の中止を求める意見書

日程第 12 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまです。

ただいまから、平成 3 1 年和束町議会第 1 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

藤井清隆議員から欠席の届けが出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、1 番、吉田哲也議員、3 番、村山一彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、議案第 2 号から議案第 8 号まで、平成 3 1 年度和束町一般会計予算及び平成 3 1 年度和束町各特別会計予算、以上 7 件を一括議題といたします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、吉田哲也議員。

○予算特別委員長（吉田哲也君）

予算特別委員会審査報告書。

3 月 5 日開会の平成 3 1 年第 1 回定例会に提案された議案第 2 号から議案第 8 号までの平成 3 1 年度和束町一般会計予算及び平成 3 1 年度和束町各特別会計予算の審査が予算特別委員会に付託されましたので、3 月 7 日と 8 日の 2 日間にわたり予算特別委員会を開会し、審査を行いました。

審査に当たっては、初めに奥田副町長から、当初予算の概要と主要事項の説明を受けた後、各所管課長から予算書及び予算に関する説明書により説明を受けた。

平成 3 1 年度当初予算では、一般会計の予算総額が 3 2 億 3 , 4 2 0 万円であり、対前年度比で 1 億 5 , 2 2 0 万円、率にして 4 . 9 % の増額となっている。また、6 特

別会計の合計は２０億３，９０５万円の予算となり、対前年度比で７，０７０万円、率にして３．６％の増額となっている。一般会計及び６特別会計の合計額は５２億７，３２５万円で、前年度より２億２，０９０万円の増額予算規模で編成をされた。平成３１年度においては厳しい財政状況の中、国の施策を取り入れ、将来を見据えたまちづくりを和東町第４次総合計画後期基本計画の六つのプログラムに沿って進めた予算であるとの説明でした。

一般会計予算では、子育て支援対策として、平成３１年１０月から、国の制度に加え、３歳から５歳までの幼児を対象に、給食費も含めた保育料の無償化の実施や保育園児童クラブの保育時間の延長、学校教育の振興については、教育環境の改善を図るため小学校のトイレ改修工事や学校給食センターの空調改修工事が実施される。

住民生活の暮らしの安心・安全に向けた予算では、昨年は全国的に非常に災害が多かった年でありました。本町においても、別所地内の地すべりや農道の崩土など多くの被害が発生しました。その中で防災マップの作成や保育園の耐震化と改修事業に向けた基本計画の策定、木造住宅耐震改修事業補助金の交付、災害に備え非常食など育児品の入れかえ、橋りょう長寿命化修繕事業や町道の拡幅改良工事などが計上されています。

また、保健・福祉・医療を一体化した総合保健福祉施設の整備については、３０年度に検討委員会を設置され、３１年度では基本計画を策定し、整備に向け具体的に事業が進められる。

交流人口の拡大に向けた予算では、昨年度のグリーンティ和東の施設改修に引き続き３１年度はガラスハウスの移設等周辺を整備され、環境の拠点とし、野菜の販売など産業振興に取り組まれる。

さらに、ふるさとものづくり支援事業として、鉄・ミネラル剤を使った新たな新製品の開発にも取り組まれる。

また、地域経済を牽引するお茶の駅構想プロジェクトに係る民間企業への支援や農

家民泊促進による修学旅行生の受け入れ、インバウンド観光事業を新規事業として2021年に本町で開催されるワールドマスタースゲームズの国大会用コースやバス乗降所の整備など、大会に向け本格的に事業が進められる。

その他31年度から32年度にかけて策定する第5次総合計画や27年度から取り組んできた地方創生事業の第2期地方創生総合戦略策定業務も実施される。

特別会計に目を移すと、国民健康保険では広域化が始まり1年がたつ。現状での保険税の引き下げは難しいが、さらなる医療費の適正化に向けた取り組みを進めることにより、医療費の上昇を抑える取り組みが必要である。

簡易水道事業では、経営戦略に基づき、今後、効率的な運営を実施されますが、料金改定など課題も山積し、非常に厳しい状況が見込まれる。

これらの説明に対し、委員からは、歳入における町税、地方特例交付金、地方交付税の積算根拠は、また、町税の農業所得の割合は。

国は消費税増加を予定されているが、増税の場合の公共料金手数料など、住民の負担による影響はどのように対応されるのか。

新総合計画策定業務について、非常に変化が激しく、想定がつかない情勢の中でのまちづくりの方向性は、策定については地域の声、子供たちの声も反映させるのはどうか。

第2期の地方創生総合戦略を策定されるが、第2期についても第1期と同じ流れの中で成果を検証し、どのように発展させていくのか。

安心した雇用形態、新しい人の流れを呼び込む策定が必要と考える。

また、お茶の駅構想プロジェクト事業1,540万円の内容と、この事業は民間企業が立ち上がって進められ、期待される事業である。行政のサポートはどのように考えているのか。

移住促進補助金の移住条件について、ハードルが高く、移住を進める上ではもっと深く策定する必要があるのではないか。

観光客がふえる中で、町内公共施設の A E D 設置状況や表示方法は。

また、ワールドマスタースゲームズにかかわるマウンテンバイクコース整備事業費の予算総額と財源、事業の進捗状況は。

国の方針で 31 年度から実施される 3 歳児以上の保育料無償化について、0 歳から 2 歳までの町独自の無償化の検討は。

今回初めて予算化された自殺対策計画策定業務について、小さな町村では対策がしにくい状況だが、相談窓口などの体制は。

ことし 5 月のゴールデンウィークは大型連休となるが、ごみの収集や診療所の業務は通常どおり実施されるのか。

簡易水道経営戦略では、2 年後に水道料金を値上げ改定の予定をされているが、値上げ提示時期、住民説明や方法、水道委員会への諮問や疑問、議会への提案など具体的なスケジュールは。

また、水道料金滞納分の徴収を進めないと値上げも厳しい。今後指導も含め、真剣にしっかりと取り組む必要があると厳しい意見が出されました。

下水道事業については、起債の返済等多額となり、今後、事業を続けていくのは厳しいのではないか。

有害鳥獣被害対策、野菜づくり支援事業補助金の補助率など、制度の内容は。

災害対策の関係で、去年は災害が多いと同時に停電も頻繁に起こった。電力会社の事前に停電が防げる取り組みは。

また、避難場所の設備が整っていない。環境整備が必要である。

今後の防災訓練の実施は。

このほか自動車運転免許証自主返納時に路線バス I C カードが交付されるが、住民への周知方法は。

地籍調査委託料の事業内容や進捗状況は。

豊かな森を育てる基金の事業内容は。

風疹ワクチン接種状況や女性罹患者は。

ホームページの充実や在宅介護支援センターの体制など、行政全般にわたる施策や方針等、活発な質疑が交わされ、その中で町長は、まちづくりなど事業を進めていく上での計画、財政運営の中で、単年度で事業を見るのではなく長期的に、次にどうつなげていくかが大事になってくると答弁されました。

詳細については、後日、会議録にて承知願います。

討論では、岡本委員が一般会計のほか国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の五つの会計に反対討論を、また竹内委員が一般会計、岡田泰正委員が国民健康保険特別会計、井上委員が下水道事業特別会計、村山委員が介護保険特別会計、藤井委員が後期高齢者医療特別会計にそれぞれ賛成の討論を行いました。

平成31年度一般会計予算ほか6特別会計予算の採決の結果は次のとおりです。

議案第2号 平成31年度和束町一般会計予算は、賛成者多数。

議案第3号 平成31年度和束町湯船財産区特別会計予算は、賛成全員。

議案第4号 平成31年度和束町国民健康保険特別会計予算は、賛成者多数。

議案第5号 平成31年度和束町簡易水道事業特別会計予算は、賛成全員。

議案第6号 平成31年度和束町下水道事業特別会計予算は、賛成者多数。

議案第7号 平成31年度和束町介護保険特別会計予算は、賛成者多数。

議案第8号 平成31年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は、賛成者多数。

以上のとおり、本委員会は、平成31年度和束町一般会計予算及び平成31年度和束町各特別会計予算6件を原案のとおり可決いたしました。

以上、当委員会報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

本案に関しましては、ただいま報告がありましたように、議員全員による予算特別委員会で審査し、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これ

より採決をいたします。

議案第２号から議案第８号まで、平成３１年度和束町一般会計予算及び平成３１年度各特別会計予算の以上７件について、委員長の報告は可決とするものです。

よって、本予算の７件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第２号から議案第８号まで、平成３１年度和束町一般会計予算及び平成３１年度各特別会計予算の以上７件は、原案のとおり可決されました。

ただいまから暫時休憩します。

休憩（午前９時４６分～午前１０時１１分）

○議長（岡田 勇君）

暫時休憩を解き、会議を開きます。

日程第３、議案第１６号 和束町景観条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第１６号の提案理由を申し上げます。

和束町の景観は京都府景観資産第１号にも登録され、日本遺産に認定されるなど、対外的に高い評価を受けており、この景観を守り、今後も美しい景観形成を進めていくことが、魅力あるまちづくりを進め、和束町のブランド力を高める上では不可欠であると考えます。

今回、和束町景観条例を制定し、景観の保全と育成に関するルールを定めたく、今回提案させていただいた次第であります。

どうか慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

それでは、私のほうから、議案の説明をさせていただきます。

議案第16号をおめくりください。

議案第16号

和東町景観条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成31年3月15日提出

和東町長 堀 忠雄

3枚めくっていただきまして、資料No.16号をごらんください。

議長のお許しを得て、資料No.16によりご説明をさせていただきます。

和東町景観条例概要。

1. 策定理由

和東町のブランド力を向上させ、魅力あるまちづくりを進めていく上で対外的に高い評価を受けている景観を守るとともに、今後も美しい景観の形成を進めていくことが必要であると考え、平成27年度に和東町景観計画を作成したところです。

今回、当該計画をもとに和東町景観条例として景観の保全と育成に関するルールづくりをしていくものでございます。

2. 条例の主な内容でございます。

（1）目的

第1条 この条例は、和東町の景観の保全・育成に関する基本的な事項及び景観法の規定に基づく必要な事項について定めることにより、これまでの人々の営み及びなりわい並びに地域の自然及び風土により形成された景観（以下「なりわい景観という。」）を町全体の財産として次世代に受け継ぐとともに、住民が景観の価値を認識し、誇りを持てるまちづくりを進めることを目的とする。

（２）基本方針

こちらは第２条に書いております。

第２条 なりわい景観は、基幹産業である茶業の発展により形成された歴史があり、

この景観の保全・育成は、茶業の振興とともに進めなければならない。

２ 前項の保全・育成に当たっては、住民の暮らしを尊重するとともに、なりわい

景観と調和した町並みを形成しなければならない。

（３）責務についてでございます。

町、町民、事業者に加え、観光旅行者等の責務を明記してございます。

（４）景観重点地区

行政区からの申請により、審議会に諮問した上で区ごとに指定する。こちらは第１１条と第１２条に書いております。

重点地区では、景観の保全・育成に係る支援を受けることができる。こちらは１３条に書いてございます。

景観地区では、他地域よりも厳しく行為が制限される。こちらは第１４条に書いてございます。

（５）行為の届出

景観法第１６条に列挙された行為をする者は、着手前に町長に届け出なければならない。こちらは第１６条に書いてございます。

（６）罰則

罰則は、助言または指導、勧告、公表とする。こちらは第１９条から第２１条に書いてございます。

（７）景観法に定める手続。

景観法上、町長（こちらは景観行政団体の長という意味の町長でございます）が、指定や認可をすることになっている景観重要建築物、景観重要樹木、景観協定に関する規定を第５章、第６章で定めてございます。

３．条例の施行予定日

平成３１年７月１日。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

３番、村山一彦議員。

○３番（村山一彦君）

それでは、１点お尋ねしたいと思います。

２年ほど前になろうかと思いますが、犬打峠トンネルが開通した後のまちづくりをどうするべきかというようなことを町長にお尋ねしたことがございます。要するに、都市計画のようなものをつくって、乱開発を防ぐのが必要ではないかというようなことを質問させていただきました。そのときに町長は、まず、景観条例だというようなことをお答えいただきました。だから、この景観条例の中に都市計画的なもの、要するに、まちづくり的なものが、今、見ている限りでは含まれてないと思うんですが、その辺はどうなっておりますか、答弁願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

２９年度の議会の一般質問で村山一彦議員から質問を受けまして、そのとき町長のほうから、犬打峠トンネルが開通後のまちづくりを見据えて、その見据えてというところはですね、今後、トンネルが開通することによって人の流れが変わっていくであろうと。もっと交流をより活発になっていくことが予想されると。

そういった中で、村山議員のほうから、乱開発というところはあったかもしれませんが、我々としては、まずはこの美しい景観を今後も未来にずっと受け継いでい

くと。そのことが和東町のブランド力の向上につながっていくと。そういった趣旨で和東町の景観条例というものは定めてございます。ですので、基本方針としまして、町並みに調和したものというものをつくっていくでありましたり、景観のもとになっている茶畑を守っていくと。そういったことを基本方針に掲げましてこの条例を定めたものでございます。

また、都市計画でありましたりということは、ほかの法律、条例になってくるかと思えますけども、この景観では、まちをこういうふう守っていく、景観を大切にしていこうという方針を示させていただいたものでございます。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

それでは、幾つかお聞きしたいと思います。

委員会でも何点から指摘したと思うんですけども、私がこの条例の今回提案という中で一番心配しているのは、やはりどれだけこれだけの条例をつくるに当たって、住民的な議論が十分行われたかということなんですね。

例えば、特に第5条に、町民の責務として、「みずからが景観づくりの主体であることを認識し」というふうに書いてありますし、また、目的第1条の中でも、町全体の財産として次世代に受け継ぐとともに、住民が景観の価値を認識して誇りを持つということを目指すということが書いてあります。ですから、やはり主体が住民にあるということは大事なんですけども、それだけに住民自身がこの条例が持つ意味とか、これに基づくまちづくりというものを認識して進めていくということが前提になれば、やはり幾らこういうものをつくっても十分に今後それが生かされるのかどうかという意味では、私は現時点の部分では十分じゃないんじゃないかと思っているんですね。

そこで、課長に確認なんですけども、一定この条例が公にされたのは去年の夏ぐら

いだったと思うんですけども、それ以降、一定、説明会とか、あと、この間、パブリックコメントというのをされてきましたけども、その辺が実際どうだったのか、開催状況やパブリックコメントの状況はどうであったのかということを報告いただけますでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

昨年の８月の末から９月の頭にかけて３回、住民説明会を実施いたしました。合計で２７名の住民の方に参加いただきました。その後、１２月１７日から１月３１日までパブリックコメントを実施し、パブリックコメントの呼びかけと条例の内容ということで、景観だよりを全戸配布で１２月に配布いたしました。それで、パブリックコメントの意見数はありませんでした。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

いわゆる昨年の中に３回開かれた説明会というのは２７人ということと、それからパブリックコメントについては回答はなかったということです。単純に数が少ないからとか、回答がなかったからあかんねんということを言っているんじゃないんですけどね、ただ、やっぱりそれだけ町のほうのそういった熱意というか意欲に比してね、住民の中でのそういったものに関する関心やそれをやっていこうという意欲というものが大きいとは言えないというふうにね、そこは客観的な問題としてあると思うんです。

たしか１２月の議会に向けての委員会の中で、いわゆる町長は、３月には提案した

いという意向を示されました。そのときに、もちろん提案されるのは町長の権限だし行政側の権限ですから、そこはあれなんですけども、ただ、やはり３月に制定ありきではないということをそのとき課長も言われたと思うんですね。一応、パブリックコメントの前でしたので、そういったいろんな意見も含めて、決して３月ありきということではないと言われました。しかし、実際は提案されてますよね。確認したいのは、ありきではないというふうに言われた真意とは何なのかというね。

実際、その後やられたパブリックコメントで全く回答はないというような状況の中で、そういう結果も踏まえて、なぜ３月でいこうかというふうに判断されたのかですね。だから、１２月にありきじゃないと言われた真意は一体何なのかということと、それを含めて３月に結局提案されたという判断というのは一体どうなったのか、それをお願いできますか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

１２月の言った真意というのはですね、パブリックコメントで多数意見が寄せられて、今の条例案についての根本的に変えなきゃいけないというふうな想定もされたわけですから、そういった場合に３月ありきということではなく、また、そうなってしまったらつくり直しというふうになるのかなというふうに思っておりました。

それで、３月に実際に提出したという理由はですね、何も意見がなくて、その旨も検討委員会の委員長のほうで相談させていただきました。その結果、検討委員会で相談された結論といたしましては、このままの最終案でいこうということで、２月２５日に町長に、答申ではないんですけども、最終案としての報告がございました。それをもって今回の議会に上程しようと考えた次第でございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

逆に言えば、特にそういった反応はなかったということが住民の方に理解してもらったんじゃないかなという判断をされたのかもしれないというように思うんですけどね、それは逆に言えば、先ほど言ったような主体者としてこの条例を位置づけているという意味でいえば、そういう結果であったということは、行政としては本来はそこにもっと危惧を持ってもらわなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

それで、あともう一つは、これはうがった見方かもしれませんが、先ほども出てきましたが、委員会の場で、ことしは美しい村連合の更新時期だと言われましたよね。そういう時期はあるでしょう。ただ、それがあることが今回の提案につながっている一つの動機になっていないかということなんですね。いわゆる更新との関係でこういったものを具体的に制定していたほうが更新しやすいといったらうがった言い方ですけどね、いうことも含めて、そういうねらいというものもあるんじゃないかというように感じたりはしているんですけども、そこは率直にそうなのかどうか、その辺どうですか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

確かに、31年度は美しい村連合の更新時期ではあるんですけども、景観条例につきましては、もともと平成20年に和束町が京都府景観資産第1号に認定されてからそれから景観法に基づく景観行政団体として認定されて、それから景観計画をつくったという順を追っての中での条例の最終形でありますので、確かに、早く条例を制定したいということは、景観法そのものの流れの中でもありましたし、そちらのほうが

大きくて、美しい村連合の更新で確かにその条例があったほうがよいというのはあるんですけども、それが全てではなくて、景観法の景観行政団体、それから景観計画、そういった流れの中の条例制定ということのほうが大きいのが実際でございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

一つのもちろん動機にはなと思うんですけど、それはもちろんそうだと思います。ただ、やはり今の話も含めてですね、私がとりわけ思っているのは、内容以前にこの内容が今後これで10年、20年、その後も含めて和束のまちづくりの軸としてやっていかれるというのであればね、やはり主体として位置づけていただいている住民の方のこれに対するかかわりというものが現時点でいいますと、どこまで行っても100%十分ということはないかもしれませんが、現時点でいえば、そういう意味からしても十分ではないんじゃないかというふうに思いますし、そういう状況で制定しても、これが十分に生かされるという意味では弱いんじゃないかというように言わざるを得ないと思います。

それと、内容的な問題なんですけども、いわゆる今回この条例自身は、なりわい景観ということで、いわゆる自然にあるということじゃなくて、人の手が入って、なりわいとして営まれる中で形成されてきたというものだということで、それはそのとおりだと思います。ただ、それを支えているのは農家の方であったりというのは、直接的にはそうなってくると思うんですけども、12月の議会の際にこの点で一般質問した際に、これを進めていく上でも、担い手の育成であるとか後継者の問題というものを位置づけて進めていくということと一体でなければなりわいとしては形成されていかないという意味で質問したと思うんですけども、ただ、町長の答弁では、景観条例との関係では特にリンクさせずに、いわゆる農業振興一般の問題として今後位置づ

けていきたいというような答弁があったと思うんですけども、私はこの目的や基本方針という中に、そういった部分というものが、どうせやるのであれば、はっきりと位置づけていったほうがいいんじゃないかというふうには思ったんですけども、その辺、町長、いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この景観条例といいますのは、和東町でこれまで住民の皆さんや農家の方たちが生活をやってきて、そして和東町のこの状況をつくり上げているわけであります。今もありましたように、いろんな状況を見据えた中で、今後もうこういった和東町のまちづくりは変わらないものであります。そうしたことをきっちりとまちづくりの背骨となるものの条例が必要であります。

今、岡本議員のご質問では、この中に全部、農業振興から、後継者の問題から何か、そうじゃなしに、いわゆるその方向性、精神的なもの、背骨的なものをここにきちっと出す。この精神を受けて農業振興を進めていく。また、いろんなものを充実させていく。先ほど村山議員が言われたように、和東町のこれまでの進めてきたまちづくりをこれからも大きくまちづくりが変わるであろうという中でも、こうしたまちづくり、住民とつくり上げてきたこの産業振興、基幹産業として発展したまちづくり、これをこれからも進めていくことによって、和東町が維持される。そのためにも、農家や住民の人がそういったことに誇りを持つ。このブランド力を高めていく、その精神をうたってきたものだと思います。だからして、ここの中に後継者問題、また、いろんな道路問題、いろいろあると思いますが、これはこの精神を受けて各種事業の振興を進めていくと、こういう考えでありますので、12月の議会でしたか、これを全部うたっていませけども、これを尊重して今後の行政推進、それぞれの事業で生かして

いく、こういうことを考えていきたいという意味を答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

4 番、井上議員。

○4 番（井上武津男君）

私からは、1 点だけお尋ねしたいと思います。

中身の問題なんですけどね、7 条で観光客等滞在者について書かれておりますけれども、この観光客や滞在者について、これは義務でなければ、単にお願いであるということになるのでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

第7条の観光旅行社等の責務についてでございますけども、こちらのほうは責務でありますので、しなければならないというふうに義務を定めております。

ただですね、これに対する罰則であったりといったところが直接的にはないので、事実上の理念的なものとなつてございまして、それをするかどうかというところは観光客にお任せするというところなんですけども、町の精神、思いといたしまして、観光客にも一定のご理解をいただいて、配慮ある行動をとってもらって、農家、なりわい景観を守っていくことに配慮していただこう。つまりは、農家の作業の邪魔にならないようにしていただこうということを町としてもこの条例でお願いしたいというふうなことでこの条文をつくらせていただきました。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

4 番、井上議員。

○４番（井上武津男君）

それでは、強制力がなければ景観を害する人やそういう人たちについての意味がないのではないかというふうに考えるんですけども、それはどのようにお考えでしょうかね。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

こちらの条例は、当然、方針といいますか、理念というものを掲げさせていただきました。それに当然基づいた施策というものが、理念を掲げたからこそ根拠ができるわけですから、この条例に基づく施策というものも考えることが可能かと思えます。

そういった意味で先送りということになってしまうんですけども、この条例ができた上で必要な施策というのも今後生まれていこうかと思えますので、その具体的な施策の中でまた議論をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

４番、井上議員。

○４番（井上武津男君）

それでは、将来に対しては、いわゆる強制力を持つという可能性も出てくるわけですね。それだけで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

現状のところでは、大きな方針である条例という大きなものをつくらさせていただ

きました。今後、具体的なものに関しましては、もし、これから条例が成立したら、その後、規則をつくっていきまして、その規則に基づいて具体的な施策の要綱というものもできてまいります。その中で、実際に町民の方からの観光客がふえて生活に支障を来しているであったり、農家の作業の邪魔になるという声は実際に聞いているわけですから、そういったことに対する施策というものも具体的なものとしてつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

3 番、村山議員。

○3 番（村山一彦君）

それでは、第12条にですね、景観重点地区ということが定められているんですが、景観重点地区とは、今はどの地域を考えておられるんですか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

もともと想定していたのは、京都府景観資産に登録されている石寺、白栖、撰原、釜塚、原山プラス湯船という六つの区を考えておってですね、実際にその区の区長さんにも検討委員に入っていただきまして、本来であれば、もともとの青写真でいきますと、それを重点地区と指定した上でこの条例というものを定めていくかったんですけども、その議論の中で今つくっていくわけじゃなくて、今後、住民の理解というものも深めていって、事後の申請制という形で区から申請していって重点地区としてやっていきたいというふうな意向も聞いておりまして、そういった形でこの条例がこの形になったという理解でよろしくをお願いします。

○議長（岡田 勇君）

3 番、村山議員。

○ 3 番（村山一彦君）

それでは、今は重点地区というものは一応まだ指定はされていないんですか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

まだ指定のほうはされておらず、今後、住民の皆さんの理解を深めていって、区から申請していただくという流れになってございます。

○議長（岡田 勇君）

3 番、村山議員。

○ 3 番（村山一彦君）

それではですね、この景観条例の概要の中で（４）ですけども、重点地区では、景観の保全・育成に係る支援を受けることができるとなっているので、この支援というものは金銭的なものでしょうか、人的なものでしょうか、その辺の答弁を願いたいんですが。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

これはですね、この規則ができて具体的な要綱をつくっていく中で、さらに議論を深めていきたいと思っているんですけども、大きな流れといたしましては、景観保全につながる茶業振興ということで災害復旧対策、それから茶畑の耕作放棄地の対策、それから農道整備、要は、作業がしやすくなるように、耕作放棄地になるのを防ぐための農道整備、大きく茶業振興としましては、その三つの策を考えておりまして、そ

れ加えて、茶業振興と実際に条文でもうたっておりますので、こういったものができるかということも議論を深めていきたい。この具体的な内容も幾らの補助にするかとか要件とかも今後議論していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

それでは、茶業の振興等をメインにうたっておるんですけども、荒廃茶園とか出てきた場合、田んぼが荒れた場合、町が強制的に命令を出すようなことはできるんですか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

こちらの農地に関するところは、やはり農業委員会の権限というものがございまして、そちらのほうと当然連携していった耕作放棄地対策というのは進めていこうと思っています。

ただ、この景観条例、あくまでも景観に特化したものでございますので、耕作放棄地対策といいましても、根本的に耕作放棄地を耕作者に耕してもらうというようなことではなく、実際の茶畑の景観を守るために形を整える作業をする、そのための日当を支払う程度しかできないじゃないかということは、今、考えておりまして、これもどこまで突っ込んだ支援策になるかということは今後議論していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

５番、岡田議員。

○５番（岡田泰正君）

この条例を読ませていただくと耕作者ですね、全体的な景観的なスポットであればそれほど問題ないと思うんですけども、私の地域で抱えておるのは個人が所有している一つの畑を一つの景観地として観光されているわけですね。その方についても、現在も７０歳を超えた高齢者の方であるし、そういう一つのものにスポットを当てられてこういう条例が定まったときに、その耕作者の方が非常に保全するのに心のプレッシャーというんですかね、そういうのに非常に責任を感じて迷われるというようなことがこれから起こってくると思うんですね。そういったときに行政はどのような救いの手を述べるか、あるいは耕作されている土地をどのように保全していく、そういうような一つの方向づけというものは、今、考えておられて素案として持っておられるのか、その点について回答していただきたい。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

条例検討委員会の議論の中でもやはり農業委員にも入っていただきまして、大きな声というのは高齢者問題と後継者不足、その二つというのは一番大きくてですね、これは日本全国どこも同じだと思うんですけども、和束町の農業の一番の問題というのは高齢化と後継者という、この二つなのかなというふうに思っております。

今回のこの条例に関しましては、重点地区のスキームといたしまして区からの申請というものを掲げております。ですので、まずは区のほうで相談していただくということが一番重要かなというふうに思っています。

その区の話し合いの中でありましたら、区長さんとも我々行政というのも比較的意見交換する場も多うございますので、その中でこういった補助制度があるのか、それ

とか、こういったことが行政としてサポートしていけるのかといったことも相談していただくことになると思いますし、また、地域の農業委員の方とも連携して、そういった耕作放棄地をなくしていくという取り組みはやはり区が申請者となっていることから、より意見交換をしやすい体制なのかなというふうに考えておりました、そこで地域全体で地域の問題を考えていきたい。それもサポートをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

5 番、岡田議員。

○5 番（岡田泰正君）

今、さまざまな考えをお持ちだということはわかるんですけども、やはり耕作者と
いかに綿密なコンタクトを常に持っていつていただくかということが重要だと思います。
だから、今、言いましたように、高齢者、その世代の方も後継者がおられません。
ですから、また新たな耕作者を模索していく必要があろうと思います。だから、そう
いったことをスムーズに人的なフォローをしていくことが観光地を残す、あるいは景
観を保っていく、その一つのプロセスになっていく。

その道筋が途切れてしまうと慌ててしまって、どうしようかという形になってしま
いますので、石寺の日本資産の景観第1号についても、全体の耕作者と窓口を大きく
開いて、やっぱり胸襟を開いた中で話を持っていつていただくと、そのコンタクトを
絶えずとっていつていただきたい、このように希望していますけど、その点について
ご答弁をお願いします。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

我々はあくまでも景観保全という立場になるんですけども、景観重点地区になればそういった支援策というの、直接的な後継者対策、もしくは高齢化への対策になるかどうかというのは、また議論は深めていかなきゃいけないんですけども、そういう支援策については議論を深めていかなきゃいけないんですけども、住民勉強会、住民説明会というものはやっていくということで、その検討委員会の中でも、対象の区長さんには話をさせていただいております。ですので、職員が今後そういう重点地区の登録に向けてにはなるんですけども、名目はそれになるんですけども、そういった中で地域の問題というの、実際に聞いて、それで一緒に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

済みません、あと少しお聞きしたいんですけども、今、議論になりました、さっき言いました指定されたところの支援策という話が今ありましたけども、先ほど言われたような耕作放棄地対策であるとか、農道をどうするとか言われたようなことというのは、ある意味、条例があろうがなかろうが基本的にはしなくちゃいけない内容だというように思ったんですけども、その条例をあえてやって、それで支援するんだというよりも、条例がなくてもしなくちゃいけない内容のもんじゃないかと思ったんですけども、その辺はどうですか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

現行の制度でありましたら受益者が複数いないとだめだと。要は、補助金の使い道

といたしまして、個人に対する個人給付に当たるというものは、国であつたり府というものは避けていると。そういった状況の中で、町ならではの、受益者が1人であつてもそういった支援策が受けることができる。そういったところでこの条例というものは、今まで救えなかったところを救うというようなことを、今、想定しております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

もちろんそういったメリットといった部分というものはあるのかもしれませんが、ただ、そこは今回の条例にかかわらず、ある意味、必要なものではないかというふうに思います。

それともう一つ、その指定にかかわってですけども、一応、今後想定されている地域はもちろんですけども、一定各区のほうで行政区単位で議論いただいて、申請するかどうかという動きになっていくという話なんですけども、ただ、先ほど来、いわゆるなりわい景観であるがゆえに、なりわいの担い手が不足したりとか、あと、手が入らなくなったりとかいうことが起これば、どうしても景観というのは荒れていくというのは否めないと思うんですね。

それを防いでいくということが一つの条例の趣旨ではあると思いますけども、ただ、やはり先ほど言いましたように、農地をどうするかとか、なりわいを守れるようにどうするかということは、ある意味、最終的には農家の方が決定することであつて、いわゆるそれを強制的に従事させるということとはできないと思うんですね。なりわいが乱れるから、もうかろうがもうかるまいがやっといってくださいということにはいかないと。だから、そこはやめるとなればとめることはできないと思うんですね。そうなったときに、一定、例えばそこが重点地区として指定はされたけども、それに耐えら

れないような状況になっていくということも、それはあってはならないかもしれないけども、やっぱり想定もされると思うんです。そういった場合の重点地区を外していくといったような手続上の問題とか、そういった過程であるとかいうのはどうお考えですか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

今後、区からの申請ということを制度の仕組みとして考えておりますので、区のほうで相談していただいてというふうになると思います。それで、そういった重点的に守ることがために、逆に足かせになってしまうというようなことがあれば、それも、今後、規則をこれからつくってまいりますので、その取り下げであったりとか、解除ということの申請もできるようなスキームも検討していきたいというふうに思います。

我々のほうとしては柔軟に対応していくものが町の条例だと思っておりますので、初めに何かがちっと決めて、それじゃないといけないというような、今回の条例の趣旨もそうなんですけども、規制によって景観を守っていくのではなくて、支援によって守っていくという大きな方針でやっておりますので、柔軟に仕組みを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

先ほど来の話、議論も含めて、本当にこの条例を今後の和東のまちづくりとか、あと、農業振興というものに生かしていくということから考えますと、ある意味、本当

に重要な中身だと思います。

ただ、やはりそれだけに、先ほど来、言っていますように、スタートのところからこの程度の住民的な理解や議論でやってしまっているのかということは、今、話をしても思うんですね。

ですから、この間、今回のこの１年ぐらいの説明とか話で一定やれたというふうにしてはるかもしれませんが、それと何年も前から景観計画を立てて一応やってきたと言われるかもしれないけどもね、これだけのことをやるんだったら、最低限、全ての住民が責務を負うというのであれば、各区へ必ずちゃんと運んでこの条例の趣旨を説明するであるとか、意見を聞くであるとか、もっと形だけじゃなくて、もっと実質的な形で意見を求めるような方法もとるであるとか、本当にそういったことをやり尽くした上で今回提案されているというふうには私は理解できませんし、言われていることが大変大事なだけに、今ここで決めてしまっているのかということは思わざるを得ませんので、そこをしっかりと見きわめた上で判断させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

質疑の途中ですが、１１時５分まで休憩します。

休憩（午前１０時５２分～午前１１時０５分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

質疑の途中でありますが、この議題については私からも議員の立場から質疑がありますので、副議長と交代します。

○副議長（吉田哲也君）

質疑を続けます。

岡田議長。

○ 10 番（岡田 勇君）

先ほど申し上げましたとおり、議員の一人として質問。

その前に、余り私が茶業のことについて理解が薄いいうたら失礼なんですけども、茶業は専門でないので申しわけないですけども、その点、了承いただきたいと思います。

実はですね、この景観条例について、お茶をしておられる 50 代ぐらいの人に私が聞いたんですよ。こういうことをするんでどうだということやったら、知らん、何のことやと、こういうのが多かったんです。先ほども岡本議員らのそれぞれの質問と重複しますけども、パブリックコメントをやられたりとか、それから 8 月、9 月に 3 回、27 人の人が集まってこられたと。それはあるんですけども、やはりこういう条例を出すとするならば住民の総意が必要だと私は思うんです。

27 人、パブリックコメントがなしで、それが和東町全体の住民の人の総意なのか、その辺を私は非常に、余り早く進め過ぎなんじゃないのかということに疑問を抱いておるんです。ですから、こういうことは慎重に、27 年から計画されておりますけど、熟して熟して熟してこそね、住民の総意が生きてこそ初めて住民の皆さん、たとえ半分以上の方でも理解してもらえばいいんですけども、今の答えを聞きますとですね、27 人が賛成と。27 人の人ってどんな人やって思います。農業の人ならよろしいよ。そやけど、この条例は和東町全体の条例ですからね、やはり農業の方もおられます。サラリーマンの方もおられます。商売されている方もおられます。こういう人のことをバランスをとって意見を聞いた上で出すのが私はいいのかなと思ったんですけども、その点、町長。

○副議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

まずは、この景観といいますのは、和東町に住んでおられる全住民の皆さんの生活のあらわれであります。これまで宇治茶の主産地として発展して、茶業が基幹産業として発展してきたまちづくりというのはこれからも進めていかなきゃなりませんし、この方向には間違いないだろうと思います。そのためにも住民の皆さんがそうしたことに誇りを持って意識を高めていく、そういうことが大事であろうということになりました。

そして、村山議員の質問にもありましたように、これからトンネルが出てきますと、やはりまちづくりはそこを見据えていかなきゃならない。そういった状況があってもですね、これまで築いてきたこのまちづくりの基本というのは私は大事であると思っております。この生活は農家だけで築いておられません。和東町に住んでおられる多くの方が構成している地域づくりである、生活であるわけです。そういうことですから、今、岡田議員が言われますように、慎重に進めてこななければならないというようなことは当然でありますし、岡田議員のおっしゃるとおりだと私も立場をとっております。

そういう意味で、住民意識をみんなで考えていこうということから、先ほど遅いか早いかは別ということではなっておりますが、平成27年にこの景観計画をつくらせていただきました。そして、そのもとに計画というのは方向性、今後のまちづくり、これも考えていかなきゃなりませんから、いろんな角度から慎重に慎重に立場の方にも入っていただいて検討もいただきました。そして、この計画をさらに進めていこうという条例の制定まで行きますとですね、委員さんに入ってください。これはいわゆる農家の代表、例えば、農業委員さんとか農家の、また区長さんの代表、区長さんにも入っていただきました。そして、多くの関係者にも入っていただきました。当然、学識経験者にも入っていただいて慎重に審議をしていただきました。そして、その審議も計画を進めてきて、やっぱり審議委員の意向を尊重しなければなりませんので、行政で明らかに、はい、これまでというわけにはいきませんので、和東町長としては、

前に岡本議員も質問ありましたように、何とか３月に出したいなど。これも政治的な判断であったわけなんです。

しかし、担当課長のほうは、こういったことは十分審議会の委員の意向を聞いて、そして住民の代表も入っておられるわけですから、区長さんから農業関係、全て入っていただいておりますから、この意見を聞かなきゃならんということで、その委員会の内容を慎重に審議していただく。だから、ありきではないという方向で示されておりました。そういうもとで進めてきました委員会がこの２月に委員長からいろいろと審議していただきましたが、一応、こういう形でということでご報告いただきました。

その大きな趣旨といいますのは、住民の皆さんに、これから先も和東茶は宇治茶の主産として成り立っている地域づくり、どんな状況に変わろうとも、こういった地域づくりを和東町の全体として進めていかなきゃならんという方向を理念として持とうやないかと。意識を深めようやないかと、こういうことであります。そういうこととあわせて、やっぱりこれらを大事にしたまちづくりをしていこうということでいたいたものですから、私は、議員の皆さん方、そして任期の最終というのがあったものですから、こういう歴史に残る内容についてはこの議会で議論いただきたいということで政治判断させていただきなごうを迎えたと、こういうことでありますので、今、岡田議員が言われるように、本当に慎重にしなければならないという点は重々承知ではありますが、そういうことについては、今、申し上げました取り組みの中で頑張ってまいりたいということでご理解をいただきたいということで、よろしく願いたします。

○副議長（吉田哲也君）

１０番、岡田議員。

○１０番（岡田 勇君）

審議会とか委員さんの意見を聞いて質問されてることを町長おっしゃってますけども、それは多分、我々、いろんな委員会もあつて諮問はしますけども、最終的には町

長が政治判断を下される、これが大事なんですね。

私、目的の１にあるんですけどね、住民が景観の価値を認識し、誇りを持てるまちづくりを進める目的とすると、この住民というのは、和束町全部の住民なのか、農業振興をされている対象にするのか、その辺はどういうことなんですか。全住民だったらわかるけど、「住民が」っていうのが、その辺ちょっと。

○副議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

こちらの１条に掲げている住民というのは、全住民でございます。

以上です。

○副議長（吉田哲也君）

１０番、岡田議員。

○１０番（岡田 勇君）

私が、今、読んだだけで住民が何だかわからないのに、どうして全住民を入れないんですか。私が読んだだけでもどっちか聞いているんでしょう。住民の方がこれを見て、全住民と答えることができますか。そうやなと思いませんよ。万が一、入れるだったら全住民の全ての住民とかいう言葉を入れたらいいんじゃないですか。どうですか。

○副議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

和束町の景観条例の一番最初の目的でありますので、当然、住民というものは全てを指していると。その中で支援策を実際に受けれる者というのが農業振興というふう

になっていますので、確かに、この制度のスキームをつくったときに全住民を縛って、恩恵をこうむることができるのが農業関係者だけというふうに受けとめられるというふうには考えておりましたけども、和束町の景観の根幹は茶畑景観、それを保全していくこととして農業の従事者への支援策というものをつくっていった、そういった話の流れといいますか、論理としてはそういったことで今のことになっておりますので、まずは全体としてこの景観を守ることで住民がこの町に誇りを持っていただきたいと、持てるようにしていきたいということを考えてつくったのがこの１条でございます。

○副議長（吉田哲也君）

１０番、岡田議員。

○１０番（岡田 勇君）

全住民だということをおっしゃっているのに、ここはただの住民になっているでしょう。全住民に縛りをかけたら悪いというような憶測ね、それだったら対象者の農業振興の住民に変えたという意味ですか。そんなんへ理屈ですよんか。正確に皆さんにするんだったら、全住民がお互いに景観の認識を持つ、これは当たり前の話や。それを答えることができないのですか。以前が全部縛ったら絞り、全部にかけたらぐあい悪いとかいうような感じじゃなくて、当然こういうことをやるとするならば、和束町の農業振興、すなわち和束町の全部の振興にかかわることですから、全部に理解してもらわんと、一部だけ理解してもらおうということになったら、それはいかなものですか。ですから、言葉のあやじゃないですけども、全住民の「全」と入れてもいいじゃないですかと、説明が一々、全住民に説明行きますか。そうでしょう。そんな質問まだわからない、見せてもろたかて住民の皆さんが。それはこういうことですよというと、これはやっぱり親切なやり方ですよ。どうですか、課長。

○副議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

確かに、全住民に係る条例でありますので、言葉の内容的にはおっしゃるとおりかもしれませんが、住民という言葉で全体をあらわすということでご理解いただきたいというふうに思います。

全住民への説明というところでは、実際にはこちらから出向いてというわけじゃなくて来ていただいてというところでやった結果が、ほとんど人が集まらなかったというのが現状でありますので、今後、条例をつくった後ではありますけれども、実際には区からの申請によって重点地区を決めていくというふうになっておりますので、やはり丁寧な説明というものも今後もさせていただきたいと思います。

それで、全住民に係る規制といいますか縛りというものは、そういった意味で緩くすると、そこが2条の第2項のほうに「住民の暮らしを尊重するとともに」というふうになっておりますので、このところで過度な縛りを与えないということで配慮しておりますので、そういったところでもご理解いただきたいというふうに思っております。

○副議長（吉田哲也君）

10番、岡田議員。

○10番（岡田 勇君）

また、縛りとおっしゃいましたね。縛りと言うとね、受けるほうは縛られてるのかというぐあいに思いますから、理解してくださいと、そういう言葉で言わはったら私はいいいと思います。

次ね、基本方針の第2条ですけども、なりわい景観は基礎産業である。茶業の形成により違う、これは当然のことだと思います。

その2項に、「保全の育成に当たっては住民の暮らしを尊重するとともに、なりわい景観と調和した町並みを形成しなければならない」、このなりわい景観と調和した町並みってどんな町並みですか。

○副議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

こちらはですね、具体的に景観計画のほうに書いてございまして、華美な色であったり、必要以上の高さ、高い建物であったり、そういったものとか奇抜なデザイン、そういったものを制限するといいますか、そこはせずに、落ちついた色合いであったり、形であったり、高さであったり、そういったことを守っていただきたいということで、理念的な部分でありますので、こういった書き方をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○副議長（吉田哲也君）

10番、岡田議員。

○10番（岡田 勇君）

そこでお聞きしたいんですけど、星野グループが入ってくるという。町長はいろいろ努力されておるんですけども、この星野はデザインの的にいうたらとてつもない、びっくりするようなことを建てて成功してますわね。和束町で、例えば、茶の真ん中にビルでも建てたいという話が出たら、星野さんには引いてくださいと、そう言えるんですね。星野はそれしかかなわんと、こういう建物しかかなわんということがあったら、当然、向こうも商売ですから、要するに、全国の国民向けの建物を建てたいということになった場合、和束町で建てたいという計画をされたときは断ることができるんですね。

○副議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

具体的に、今、協定に基づいて進めている事業名の話でございますが、そういった事業につきましては、求めておられるのは和東町のなりわい生活なり、なりわい景観であります。そして、今ご質問ありますように、ビルとか、私たちが概念を持っているような、そういう突出的な要素というのはここには求めておられません。もし、それであるんだったら、社長の言われる言葉では、「こんな不便なところまで来るより便利なところへ行きますと」、この不便さのよさとかいう言葉の中に意味があります。

お茶畑に囲まれた和東町、そして、それをなりわいとして生活、こうしたことがですね、いわゆる私たち国民にとっても心がいやされるリゾートしてできているんじゃないかと。和東町そのものを生かしていきたいと、こういうことであろうと思いますので、まず、今、岡田議員が心配されるような大きなホテルとかビルというものは想定に入っておりませんし、和東町には求められておらないということでご理解。あくまでも和東町のなりわい景観、なりわい生活をどうみんなに知っていただくかと。それをリゾート地として今後考えていこうということで、今、協定の話し合いを進めているところであります。

以上です。

○副議長（吉田哲也君）

10番、岡田議員。

○10番（岡田 勇君）

星野さんが来るということはね、この近辺の住民の人は全部、そういうなりわいということは全然わからないから、人が寄ってきて建物建てて観光ができるようだという事で理解してますよ。町長がおっしゃるなりわいで自然を生かせるように星野さんとも協議しているということはどなたも思ってません。

電話でかかってくるのは星野ええなあと、そういうことばかりですよ。それも一つの説明なんです。丁寧な説明をしないと、和東に星野が来るということは、そうじ

やないと。和東の自然を生かしたものを検討してますということでも言ってもらってたらいいねんけども、そんなことなしに、提携してやっていこうと思ってますということは、私は説明不足やと思うんです。

今後、星野さんに来てもらうかどうかわかりませんが、その辺は十分理解してもらった上で、和東は和東なりのホテル業かどんなことかわかりませんが、そういうことに十分やってほしいと思います。

その次にですね、自然との調和ということがありますね。橋一つにしたかて、自然なら木の橋をかけたほうがいいのかということになるんですよ。その辺はコンクリート橋もかけないかん場合もあるんですよ。だから、考えたら調和で非常に難しいんです。余り調和調和にしたら、自然に調和だったら木の橋をかけなさい。木の橋やったらよろしいやんてなるんですよ。だから、その辺も十分注意をしてほしいと思うんです。その点、町長、どうですか。

○副議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

この調和については、今、言われるように、自然いうたら木だとか、そうじゃなしに、いわゆるもっと大きい意味での調和というふうにご理解いただきたいと思います。あくまでも住民にとって自然とうまくマッチしているなど。マッチというか、そういうことも意味を狭くするので難しいわけなんですけど、私たち生きていること自体が自然的な存在ですから、私たちみんな住んでいる者が豊かに、そして、このまちに誇りを持てるような設備であれば、これは自然との調和というふうにご理解していただいたらいいんじゃないかなと。

いわゆるコンクリートというようなことでも、自然違うて言うたかて、これはそういうふうにはすぐだめだという問題じゃない。例えば、早いこと、うちのほうの姿勢で受けてやってきておりますのは、ローソンのところでですね、あそこの看板、ふ

つうだったら緑を出しててくるんですが、うちは景観を大事にしているということで、そういうことで、同じ形ですけども、配慮していただいた看板になっていると。あれもそういう意味で調和としたことで協力していただいているんだなと思っております。

そういう意味で、材料は同じだっても、どう自然にマッチするか。そして、私たちの誇りとしているなりわい景観のなりわいの中心とした生活にどう生かしているか。それと、どう合っているか。そして、それが私たちの誇りにつながるものであれば、私はいいものだ、と、こういうふう理解しておりますので、形でこうだということは重ねて申し上げますが、さしにはしていない。ちょっと難しいわけで、もう少し広いということでご理解いただきたいと思います。

○副議長（吉田哲也君）

10番、岡田議員。

○10番（岡田 勇君）

町長がそうして説明してもらったら非常によくわかるんですけども、先ほど課長の質問ばかりですのでわかりにくかったんですが、それでですね、もう一つ重要地区ですね。これは14区あるにもかかわらず6区ということですね。今、6区だけが重要地区となっておるんですね。この辺は6区になったのかということ、これが一つ聞きたいことと、それから支援を受けられる。先ほども岡本議員から支援を受けられるとおっしゃった。支援を受けるけども、そこに災害復旧対策というふうにおっしゃった。災害復旧対策ていうたら、仮に起こった場合は、そこだけが最優先で受けるのか。そうじゃなしに、人的な災害が起こった場合だったらそちらのほうさがきなのか。支援を受けるときにそっちが最優先というのはおっしゃっていたから、課長の説明ではね、それやったら初めから何もする必要ない。私にしたら、一番大事なのは人的災害が受けるところが最優先ですわ。重点地区だけが一番先にすることやないと私は思うんですよ。その辺の区分けをどうされるんですか。

○副議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

まず、6区に関してです。対象の6区については、もともとの案でありまして、基本的には全区が対象になって、区からの申請によってというスキームに変えましたので、今あるこの制度では、6区というのはあくまでも当初の計画で、区长さんにも検討委員にもなっていた区であるということで申し上げたまででございまして、あくまでもそれは当初想定していたものでありますので、今は14区全てが区からの話し合いによって申請していただくというふうになってございます。

それから、災害についてでございますけども、こちらのほうは、災害が起こった場合の災害復旧というものは、当然、別の予算といいますか、別の事業としてあるものでございます。それとは別に、恐らくそれに上乗せするであったり、それで拾えない部分、先ほど例として挙げさせてもらったのが、受益者が複数名でないと災害復旧の支援が受けれないというようになっているのであれば、重点地区であれば対象者が1名であっても受けられることができるというように、下限を救うであったり、今の制度の府であったり国の制度で救えないところを町でカバーするというような、そういった支援策を具体的に考えております。

以上です。

○副議長（吉田哲也君）

10番、岡田議員。

○10番（岡田 勇君）

概要に書いてあるのは、重点地区は、行政区から申請により審議会に諮問した上で区ごとに指定すると。申し立ても全部なっているから構へんというようなことでおっしゃった。私、六つて聞いたら、ここは全部とおっしゃったね。それやったらなんでこんなところにこういう文言を入れるんですか。「諮問した上で区ごとに指定する。重

点地区では、保全育成に係る支援を受けることができる」、支援を受けることができるもできないのも一緒なんですか。重点地区だけがそういうことで支援を受けるんですか。全部が一緒になったら重点地区というのはなくなる違うの。全部違うの。

○副議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

現時点では重点地区は一つもございません。それで、ない中で、緩やかな景観保全の地区としては町全体がなってございます。その中で、より厳しい決まりをあるところが重点地区でございます。重点地区になるのは、今後、区から話し合ってもらって申請を上げてもらうということになっていきますので、現時点で重点地区はどこもないのが現状でございます。

以上です。

○副議長（吉田哲也君）

10番、岡田議員。

○10番（岡田 勇君）

現時点で重点地区がないのに、何で重点地区とうたうの。重点地区がなかったらつくわけやな。つくるのは全部じゃないのか。私、6区だけかって聞いたら、前のときは6区だけやったけど、今回は全部がとおっしゃっているならこんな文言する必要ない、全地区が重点地区やから。そういうことで解釈していいのか。

○副議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

済みません、私の説明で誤解を招いたかもしれませんけども、12条に、「町長が

指定する重点地区の範囲は区ごとにする」とありまして、あくまで今後やるべきものを重点地区として指定していくものでございまして、最初に 6 と言ったのが本当に申しわけなかったです。それは誤解を招いたんですけども、6 は単に我々が想定してただけでございまして、このでき上がった条例最終案では、重点地区というものは今後これから決めていくと。その決め方としては、区からを挙げてもらうということで、これから決めていくということで、この情報を入れさせていただきました。

○副議長（吉田哲也君）

10 番、岡田議員。

○10 番（岡田 勇君）

わかってわからんようなことで、私が勉強不足やからわからんのやけどね、町長は 12 条で、重点地区の範囲は行政区ごとに町長が指定すると言うたったな。それは入ってますね、入っているでしょう、12 条。町長が指定するねんで、重点地区も。もちろん各区から一応聞いた上で、けど、そんなん要らんで区ありますか。皆全て同じように扱ってほしい、やってほしいというのが当然やんか。それを町長が指定するて、こんな関係ないん違うの。

○副議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

その次に 14 条のところに、「重点地区においては、景観計画に定める行為の制限に該当する行為をしてはならない」というふうになってございまして、これは計画のほうを見ないといけないんですけども、重点 1 種地区と重点 2 種地区というのは、例えば、届け出の義務がですね、高さ制限が 15 メートルのところは 10 メートルになっていたり、建築面積が 10 平米を超える建物でも事前に届けなければいけないとか、そういった手続がほかの地域よりも厳しくなっているということがございますので、

そのかわりといっちはなんですけども、町が決める支援策を受けることができ、より景観を保全していきやすいようにしているというのがこの重点地区制度でございます。

以上です。

○副議長（吉田哲也君）

10番、岡田議員。

○10番（岡田 勇君）

高さ制限とか、そういうことはうたってあるの。何条に書いてあります、教えてちょうだい、高さ計画とかそういうやつを。

○副議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

こちらのほうは条例でございまして、27年度に定めました計画のほうで具体的に表をつくりまして、重点1種地区、重点2種地区、一般地区という三つの区分に分けて、それぞれ1が一番厳しい、2がそれに準ずる厳しさ、1は町全体という格好で、町全体を三つの区分に分けているんですけども、厳しい重点地区1種、2種というものは、これから区からの申請によって定めていくという形になってございます。

○副議長（吉田哲也君）

10番、岡田議員。

○10番（岡田 勇君）

私の認識不足か勉強不足かわかりませんが、そういうことも住民はわからない。そういうことで丁寧に説明が必要やと私は思います。それは私の勉強不足ということにしておきます。

それと、樹木ですけどね、第28条、管理方法の基準は次に掲げるものとする。そ

の２で、木が死んでいる及び消滅を防ぐために病虫害の駆除その他の処置を行うと。

これは消毒するということですか。

○副議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

こちらの２８条の景観重要樹木、それから、その前の２５条にありますような景観重要建築物、こういったものはもともと景観法に定められている制度でございまして、法律によって既にそういったものの制度があって、例えば、樹木であった場合、それを町長が指定することができるというふうになっております。その法律に具体的にそういうふうになっておりますので、条例によって同じことを定めて、具体的な手続というものであったり、どういったことができるのか、してもらえるのかということを決めているのが５章に掲げているもの全てでございまして、実際に、例えば枯れてしまったり、病気になってしまった場合、それが重要な樹木であれば、行政として枯れないように、もしくは守るように手段を講じることができるというふうになってございます。

例えば、人のものに対して行政がお金を払うというのは基本的にはできないというふうになっているんですけども、景観的に重要なものであったら、公のものじゃなくて個人のものでも、指定さえあれば税金を投入して保全していくということができるというのがこの条文でございます。

以上です。

○副議長（吉田哲也君）

１０番、岡田議員。

○１０番（岡田 勇君）

森林については、私ども和東町は湯船地区なんかは森林で昔はやっておられたので、

今もなお森林についての間伐、虫が出たら、それを切って出すとかいうことをやっています。当然、これはずっとやってきてます。湯船区に対して資金を出してやってきてます。その意味はわかります。

ただ、個人の人の山に、今、課長がおっしゃったとおり、そういうものがあつたら、それは金を出してでもするということね。意味はそういうことですね。

○副議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

あくまでも景観重要でございますので、もし、林業をされているような山がどうしても景観上、重要だということがあれば、今回のこの景観条例に基づいた支援策ということが講じることができると。樹木を守ることができるというものでございまして、あくまでも美しい景観を形成するための樹木、建物というものに限定してございまして、全てのものというわけではございません。

以上です。

○副議長（吉田哲也君）

10番、岡田議員。

○10番（岡田 勇君）

そしたら、悪いて言うたら失礼ですけど、悪い樹木がいっぱい倒れると。景観上も全然見えないんだというふうなことだったらできないけど、見えるところは直しましよと、そういう意味ですか。悪いもよくも、和東町全体のことを考えたら全てを直していかなあかんの違うんかいな。

○副議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

一つお答えいたします。私のほうから一つ。

例えば、今、森林ということで山全体を指しておられます。一応、27条で記入しておりますのは、樹木を指定いたしております。樹木がたくさん山にあって、大事なことがこれに該当するわけなんです、想定しているのは、樹木を想定している。そして、それが今まで個人であつたらなかなか援助できなかったものが、あらかじめ指定しておれば何とかそれを防いでいきたいと、守りたいと、こういうことであります。まずは指定をしていかなきゃならないわけでありまして。

先ほども指定という話がありますが、景観条例をつくって守るんですが、区によっていろいろと指定というものは区民の声を聞いて、そして十分議論していただいて、そして重点区に指定するとか、また樹木に指定するとか、そういうものに一旦すると、こういった援助をしてこの地域を守っていきたいと、こういうことでありますので、先ほど岡田議員が言われておるのは、湯船の森林、これはまた別の法律で、山そのものもそういうことであろうと思いますので、樹木がようけあつたら別ですけども、一応これで想定しているのは、各庭とか、どこかの神社とか、そういう話し合いの中で出てくる可能性が出てきますね。どれが今、指定しているかというのは何もしてないんですけども、そういった指定をして守っていきたいという、こういう気持ちがここにあるということでご理解いただきたいと思います。

○副議長（吉田哲也君）

10番、岡田議員。

○10番（岡田 勇君）

議論していたら時間もかなりかかりますので、どこかの家の庭の樹木が倒れたらそれは直さないかと、そういうぐあいに理解してもよろしいね。和束町全体に森林があるので、樹木もたくさんあります。言うたら色々ありますからね、それも一つ、森林をこれからもう一度見直してやっていくということも、将来の和束町の検討する最重要課題だと思います。

それで最後になるんですけど、農業の振興ということがうたわれております。それに私は反対はしません。だけど、農業の振興が和束町全体を助けるかもわからん。しかし、農業をされてない方もおられる。サラリーマンの人もおられる。商売人もおられる。だから、農業振興とか、そういったことがいいとしても、それだったら、もっと早い時期から農業振興をかなりうたっているはずですよ。茶業の方はなり手が不足になる。減っていく。生産も少なくなってくる。だから、そういう状況が今ここで、この政策によってとまって、和束町が今まで町税なんかは10%しかないんですよ。だから、そういうことでどんどんどんどん向上していったってですね、和束町の今の財政状況が好転するようになるように私は願っておるんです。そうでないと、どこかでそういう施策をしないと、今のままだったら、町長も知ってのとおり、20年間ずっと町税の10%そこそこですからできない。事業としたら、するためには交付金や補助金や、どうしてもそういう頼りでやってしまいますね。だけど、本当に住民の声を聞いたら、当然単費でやる場合もあります。そういうことをどこかで一旦政策転換をしてですね、農業振興に託せるということであるので、これを機会に、今後、住民の意見が多々出てきた場合に、町長はよくよく意見を聞きながら今後進めていってほしいと思うんです。これで縛りがなくても縛りはかかった。しかし、これはだめだと住民の人が皆、言っておられる。それやったらもう一遍検討しようかというような前向きな考えはありますか。

○副議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、言われますように、この景観条例そのものを重点にしていこうというところは、地域住民と十分相談して、そして、地域住民とともに考えていきたいと思います。柱に置いております。

まずは、今、言われますように、地域住民との話し合いを大事にして重点地区、その区から来たところをしていきます。ふつうだったら行政から委員会を開いてするんが本当ですけども、住民と大事な話し合いをしていこうというのが大きな基本になっております。

それともう一つは、和束町のこの景観の趣旨というのは、ご案内のとおり、岡田議員が言われるように、いろんな条例、規則で農業振興があります。土地の行政、農地行政というのは農業委員会があります。また、農地法というのものもある。当然、今までそれでやっておりました。ただ、それだけやなしに、さっきの災害復旧だと災害復旧法でありますし、ちゃんと補助基準もありますから、そういうのののっていきますけども、和束町は今までから、こういう景観で、こういう田舎で、こういうことでやってきた。昔から歴史もあります。これをやっぱり基本に押す。背骨にしつつ今までからまちづくりというのはやってきてますから、当然、住民の皆さんなり、また議会なり議論しながら進めていく。余り決まって規定してどうやということより、大事なことはきちっといきますし、進化をしますし、まだこれは進化していくと思いますが、そういった中で、今、岡田議員が言われるように、議論して和束町の方角をしていかなきゃならない。

だけど、根本は、こういうなりわい景観があるこのまちというのは変わらない。これを守っていこうというのがこの趣旨でありますので、そして、その生活も守ろうということでもありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

岡田議員も言っておられるように、これからのまちづくりというのは、また、地域の社会とかいろいろ大きく変わってきますから、それを今で大きく規定してしまうのかということも大事なところですけども、そこまでは守り切れてないのがこの条例だということにご理解いただきたいと思います。

○副議長（吉田哲也君）

10番、岡田議員。

○ 10 番（岡田 勇君）

町長がおっしゃっているとおり、意味はわかります。しかし、町長のへ理屈を聞くわけじゃないんですけども、とにかくそれは前からやってますね、いろんな政策します。しかし、これは大事なことですから慎重に考えて、そして大事なことで意見がたくさん出てきたら、それを謙虚に聞いて、これは構想を考えていく意思があると私は思いました。それを期待して私は質問を終わります。

○副議長（吉田哲也君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

私は、議案第 16 号 和束町景観条例に反対する立場から討論をさせていただきます。

私が今回の提案されました景観条例に今回反対をさせていただく大きな理由は、議論でも指摘いたしましたけれども、住民的な議論が現時点では十分ではないということに尽きます。

条例案では、和束町の景観の保全・育成に関して、町全体の財産として次世代に受け継ぐとともに、住民が景観の価値を認識し、誇りを持てるまちづくりを進めるることや、また、この景観の保全・育成は茶業の振興とともに進める。そして、住民の暮らしを尊重するとともに、なりわい景観と調和した町並みを形成しなければならないといった目的や基本方針が示されております。そして、それを担う重要な部分として、町民自らが景観づくりの主体であることを認識することを求めています。そして、町が行うこれに関する施策に対して協力しなければならないとして、義務的な規定を設けておられます。

和束町が歴史的に茶業によって基幹産業が起こされ、そして、その基幹産業によって中心にまちづくりが進められてきたこと、そういった経過を踏まえれば、このなりわい景観というものを今後ともしっかりと維持し守っていく。そして、それを担う後継者や担い手づくりにしっかりと努力するというところに異論はありません。

しかし、先ほどの議論からもありましたように、全住民といいますと農家だけではありませんし、そして、この条例がうたっている景観の価値というものを全ての住民が認識しているということではありませんし、また、どのように住民が感じられるかも、それは自由の問題です。それだけにこういった条例を制定して、全ての住民だけではなく、事業者や、また和束を訪れる観光旅行者等の滞在者に対しても施策への協力を義務的に指定をしていく、こういった規定があるというのは十分な住民的な議論がなければ制定してはならないのではないかというふうに現時点では考えるものでございます。

議論でも指摘しましたように、こういった内容の条例を提案するのであれば、行政としてでき得る議論を起こしていく施策というものがまずなければなりませんし、町長は先ほどこの条例そのものは住民的な議論、住民との話し合いの中で発展していくものだというふうにも言われましたけれども、それは制定する経過の中でこそ活されなければ、今後の条例に基づくまちづくりというのはやはり進んでいかない。せっかくこういった意味のある、また意味を持たせようとしている条例を提起され、制定をされるのであれば、そういった議論の盛り上がりの中で制定をしていく。また、議会としてその意思を示していくということがなければならぬのではないかというふうに考えるものでございます。

そういった点で、条例の中身の目的や、また趣旨等の細かい部分については、全て異議を唱えるものではありませんけれども、この条例を制定する前提としての住民的な議論を進めるという点で、極めて不十分と判断をせざるを得ないことを主な反対の理由とさせていただきたいというふうに思います。

内容的には、目的、基本方針の中に、議論でも指摘をいたしましたけれども、やはりなりわい景観を守っていくというのであれば、それを担っている担い手、後継者の人づくりというものも明記していく必要があるのではないかというふうに思いますし、また、町民、事業者、観光旅行者等に責務として義務的な規定をしているというのは、現時点の状況でいえば大変ハードルが高いのではないかというふうにも感じざるを得ないというふうに思います。

さまざまな点で、やはりまだ議論が足りないというのが実態でありますので、できればこの提案を取り下げてください、今後の議会に再提案いただき、その間にできる限りの議論を起こしていただき、議論が熟していく中で再提案いただくことがベストではないかというふうにも思います。

いずれにいたしましても、現時点といたしまして、本条例案には賛成できない旨をお伝えして、反対討論といたします。

○副議長（吉田哲也君）

ほか、討論はありませんか。

8 番、竹内議員。

○8 番（竹内きみ代君）

賛成です。

議案第 16 号 和束町景観条例の制定について、賛成の立場から討論させていただきます。

和束町の景観は、京都府景観資産第 1 号登録や日本遺産の認定など高い評価を受けており、茶畑が町中に広がり、山頂や山の中腹まで広がる「山なり茶園」は日本全国ここにしかなく、町民にとっても非常に誇らしい、すばらしい景観となっています。

この景観は「なりわい景観」と呼ばれ、まさに農家の汗の結晶であり、常日ごろから茶畑を手入れし、しっかり管理されているからこそ整然とした美しい畝が広がり、茶業のなりわいの結果が和束町の景観であります。この景観を守っていくためには、

茶業を守っていくことが何よりも重要であると言えます。

条例制定によって住民及び事業者の暮らしや営みが窮屈になるものではないと考えます。和束町景観条例は、茶業振興を基本方針に盛り込み、茶畑の保全につながる振興策、支援策を今後受けることができる仕組みをつくられたことは非常に評価できます。町長は、「全国初の茶業振興を盛り込んだ景観条例」とおっしゃっています。「初めて」ということも非常に誇らしいことだと思います。

一方、和束町には近年多くの観光客が訪れています。町内を外国の方が歩いているのを目にすることも多く、町民も実感しているのではないのでしょうか。１０年前までは考えられなかったことで、この観光客は茶畑景観を目当てにしている方が多いと伺っています。

もし、この茶畑景観がなくなってしまうたら和束町がどうなってしまうか。全国ここにしかない「山なりの茶畑景観」を目当てにした観光客は来なくなり、人口は年々１００人ペースで減り続けていますので、和束町はどんどん衰退していくと思われま。そうならないためにも、この茶畑景観を守っていくことが重要であり、景観を保全するための景観条例の制定は必要不可欠であると考えます。

そこで、条例の内容を見てみますと、「住民の暮らしを尊重すること」が基本方針として掲げられていますし、規制の内容も他の法令で既に手続が必要なことばかりで、事実上、景観条例によって新たな制限は発生しないことは確認いたしました。

また、観光客が増加することで「茶畑に勝手に入ってくる」など、住民からの苦情も聞いているところですが、この景観条例には観光客に対し「みずからの行動に責任と自覚を持つよう努めなければならない」という責務の規定を設けるなど町としての姿勢を示されており、大変評価できます。このような観光客の責務を定めることは画期的なことではでしょうか。今後、観光客にも十分周知していただき、観光客と住民との共存共栄が進むよう、町としても努力していただきたいと思います。

住民の念願だった犬打峠トンネルが事業化されました。トンネルの開通により和束

町はより便利になり、住民の生活や人の流れも大きく変わることになります。そのような中、和束町の財産である美しい景観を守っていくことは非常に重要であり、今後の和束町のブランド力を守っていく上でもこの茶畑景観の維持、主要産業である茶業の振興、また、観光客との共存は不可欠であると考えます。

トンネル開通を見据え、この時期に景観条例を制定することは非常に大きな意味を持つものだと考えますし、茶業振興を前面に出した内容もすばらしいものであります。

よって、議案第16号 和束町景観条例の制定についての賛成討論といたします。

議員各位のご賛同を賜りたく、私の賛成討論といたします。

○副議長（吉田哲也君）

ほか討論はありませんか。

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

それでは、賛成討論を行います。

議案第16号 和束町景観条例の制定について、賛成の立場から、また住民の理解について、その立場から意見を述べさせていただきます。

この景観条例は4年前に策定した景観計画に基づいてつくられており、計画策定時から公募による町民や区長も検討委員に加わり、その後、景観に関する住民アンケートや全戸配布の景観だよりも発刊され、住民に対し丁寧な周知を図ってこられたと思います。また、各区に職員が出向き、景観に関する住民勉強会や意見交換会も行われ、そこで出た意見を条例に反映されてこられました。

さらに、条例の検討委員会では、各区の区長や農業委員会、森林組合、また学識経験者等、また大学の先生も2人検討委員になっていただき、幅広い方から意見が出され、議論をされてまいりました。

景観を保全していく先には、宇治茶の生産景観の世界遺産登録にもつながっていくことも期待でき、この活動の中で、重要伝統的建築物群である、いわゆる「重伝建」

地区の候補となっている湯船区からもアドバイザーとして区長に参画いただきました。住民説明会やパブリックコメントも実施され、十分住民にも周知が図られるとともに、議論も尽くされたものと考えております。

犬打トンネルが事業化も、交流がさらに広がるトンネル開通後のまちづくりを見据えたとき、この緑あふれる里、美しい景観を守っていくことは和束町にとって大変必要なことであります。

反対討論の中にもありましたが、住民説明会やパブリックコメントが少なかったことだけを踏まえて、条例案提出は時期尚早との意見もありましたが、私は、住民の理解も進み、また議論も尽くされたと考えますので、この条例案に賛成したいと思います。

よろしくお願いいたします。

○副議長（吉田哲也君）

ほか討論はありませんか。

5 番、岡田議員。

○5 番（岡田泰正君）

賛成です。

私は、議案第16号 和束町の景観条例の案件を賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成27年度和束町景観計画を立ち上げ3年余りの審議期間を経て、熟慮の上に提案をされてまいりました。提案条例では、美しい景観の保全・育成を目指すものであり、町民みずからが茶業の基盤産業としての自覚と誇りを持って、事の重要性を条例（文章）で明確化することは大変意義のあることであります。美しいまちづくりとして積極的な町の姿勢を示すことに意義が深いと考えております。私たちの先祖、また私たちが気づいておりますなりわい景観、農業と茶業振興、あるいはブランド力の向上に合わせてさらに観光推進を行うものであります。

しかし、一方、このなりわい景観というものは人の労働力によって絶えず変化をし、耕地景観はこれから予想されます高齢化、あるいは第１次産業、農業従事者の減少等により変化を余儀なくされることが明白であり、予想されることに疑いは持っておりません。

そこで、この条例が形骸化する可能性、あるいはまた、的を得ない条例に陥る可能性があるときにはですね、和束町景観審議会等により条例の改正の必要性もうたっており、明記されておりますことも十分評価をさせていただき、私の賛成討論とさせていただきますと思います。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（吉田哲也君）

ほか討論はありませんか。

討論を終結いたします。

議長と交代いたします。

○議長（岡田 勇君）

これより、採決いたします。

議案第１６号 和束町景観条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第１６号 和束町景観条例の制定については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩します。

休憩（午後０時０６分～午後１時３０分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第４、議案第１９号 和束町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する

る基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第１９号の提案理由を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第６条の規定による介護保険法の改正に伴い、都道府県条例で定められていた居宅介護支援等の基準等が、市町村の条例で定めることとなったので、関係条例を制定いたしたく、ここに提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、議案第１９号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをお開きください。

議案第１９号

和東町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する

基準等を定める条例の制定について

上記議案を提出する。

平成３１年３月１５日提出

和東町長 堀 忠雄

資料Ｎｏ．１９をおめくりください。

議長のお許しを得ましたので、資料Ｎｏ．１９をもちまして説明させていただきます。

和東町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する

基準等を定める条例の制定 概要

1 制定理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正に伴い、従来、都道府県の条例で定めることとされていた居宅介護支援等の事業に係る人員や運営などに関する基準等が、区市町村の条例で定めることとされたことに伴い提案させていただくものです。

2 条例の概要

都道府県で定められている、居宅介護支援等の事業に係る人員や運営などに関する基準等が市町村で定めることとなった。

3 条例の施行予定日

公布の日。

以上でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第19号 和束町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 19 号 和束町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 22 号 和束町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 22 号 和束町印鑑条例の一部を改正する条例につきましての提案理由を申し上げます。

性別にかかわらず自分らしい生き方ができる男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取り組みが進められており、行政機関においても、心と体の性が一致しない、いわゆる性同一性障害など性的マイノリティへの配慮の観点から、各種帳票などの性別欄の記載の見直しが進められています。本町でもこの一環として、性同一性障害に関連する男女の別を印鑑登録証明書から削除するため、和束町印鑑条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、提案させていただいた次第であります。

慎重ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、議案第 22 号につきましてご説明申し上げます。

議案書をよろしくお願いいたします。

議案第 22 号

和束町印鑑条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成 31 年 3 月 15 日提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、

和東町印鑑条例の一部を改正する条例

和東町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第 16 条第 3 項中「第 1 項」を削り、「第 7 号まで」を「第 5 号まで及び第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

1 枚めくっていただきまして、和東町印鑑条例の一部を改正する条例 概要によりまして、若干補足の説明をさせていただきます。

今回の改正の対象となりました和東町印鑑条例の第 16 条第 3 項では、印鑑登録証明書の記載事項を規定しておりますが、記載事項につきましては、条例の第 7 条に規定します印鑑登録原票記載事項の一部ということで、下の表でございます現行の部分で黒の太枠が囲ってある部分でございます。

印影のほか氏名、外国人住民の通称及び氏名の片仮名表記、出生年月日、男女の別、住所、これが現在の記載事項となっております。

今回の改正によりまして、第 6 号に掲げております男女の別、いわゆる性別の記載を廃止するというものでございます。

施行日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日となっております。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２２号 和束町印鑑条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２２号 和束町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第２３号 和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第２３号の提案理由を申し上げます。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律」による介護保険法の改正に伴い、介護医療院が創設され、また、地域密着型サービス基準省令・地域密着型介護予防サービス基準省令及び指定介護予防支援等の基準省令が改正されたことに伴い、和束町の基準条例との整合性を図り、また、文言等の整理が必要であったため、関係条例の改正をここに提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、議案第23号の説明をさせていただきます。

議案書をお開きください。

議案第23号

和東町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運

営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成31年3月15日提出

和東町長 堀 忠雄

議長のお許しを得ておりますので、資料No.23のページでいいますと、裏表紙から3枚目をお開きください。

和東町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 概要

1 制定理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律による介護保険法の改正に伴い、共生型サービス、介護医療院が創設され市町村の条例改正が必要となりました。

また、地域密着型サービス基準省令、地域密着型介護予防サービス基準省令、指定介護予防支援等基準省令の改正及び現行・既存の基準条例との整合性をとるため文言等の整理が必要であり、この法改正に伴い関係条例の改正が必要になるものです。

2 改正する条例

和東町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、和東町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに

指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、和束町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

3 改正条例の概要

第1条 要介護認定者の利用に係る地域密着型サービスに関する基本方針、人員、設備、運営に関する基準を定める条文の追加及び法改正に伴う文言の修正

第2条 要支援認定者の利用に係る地域密着型介護予防サービスに関する条文の追加及び法改正に伴う文言の修正

第3条 法改正に伴う文言の修正

法改正で地域密着型サービスについては、事業所の指定基準を緩和し、本条例を改正することにより事業所の設置が簡略化され、設置がふえれば利用者の選択肢の利便性が向上します。

4 条例の施行予定日

公布の日。

以上でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それではですね、幾つかお聞きしておきたいんですけれども、まず、今回、介護保険法の改正に伴って共生型サービス、また介護医療院が創設されというふうになっておりますけども、これは具体的にはどのようなものなのか説明をいただきたいのと、具体的には、例えば、和束町の方が仮にこういったものを利用するとすればどういう

ものが当たるのか、説明をいただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

まず、共生型サービスについてでございますが、共生型サービスといいますのは、本来の介護サービスに障害のサービスも複合した形でできる事業所のことでございまして、従来でしたら別々の事業所さんがやっておりましたのが一事業所でできるようになったということで、例えば、介護サービスのほうでデイサービスを３時ぐらいまで行くと。それ以降について、障害児の放課後デイサービスをそのまま続けてやるということで、介護と障害の両方ができるようになったということでございます。

続きまして、介護医療院でございますが、従来でしたら介護のほうの施設としては特別養護老人ホームなり老人健康保険施設、また介護療養型の医療施設というのがありました。介護療養型の医療施設というものが定期的に廃止になるというような形で出ておりましたが、今回の法改正で、２０２３年末をもって一旦この制度が廃止されると。それに伴いまして、今般、介護医療院というものができた次第でございます。

従来ありました介護療養型の医療施設との違いでございますが、介護療養型の医療施設といいますのが医療を重きに置いたもので、特に重篤化された方が医療と介護を両方受けると。最終的に治った暁には、自宅のほうで居宅サービスのほうに移っていただくというもので、施設で永住的にいられるというような制度ではございませんでした。

また、介護療養型のサービスにつきましては、医療を目的でございますので、レクリエーション的な余暇のサービスもほとんどないような状態で、日中、医療中心のサービスということでございましたが、今度できております介護医療院でございますが、これにつきましては、どちらかといいますと、居宅であるような介護サービスをベー

スに置いた医療も受けられる施設ということで、当然ではございますが、余暇のレクリエーション的なことも含まれた中で、また、永続的に使えるような施設というように形で設置されるもので、大体、医療も介護もどちらの施設も受けられるというのはあったんですが、在宅に戻る目的でできているものと、そのままずっといられるもの、医療に特化されていたものがこれまでの療養型のほうでございまして、今回は介護サービスをベースに医療も受けられるという形になったというものでございまして、見た感じでは余り変わらないようにも見えますけども、施設のサービスの重きが置かれているところが若干違うということになるものでございます。

今回の改正ですが、和束町、特に住民さんのサービスのほうでどう変わるかということでございますが、近くにこのサービスをされているところは、今現在ありません。また、このサービスを使っておられる住民は、療養型のほうにつきましては若干いらっしゃいますが、介護医療院のほうにつきましては、まだどなたもいらっしゃらないというのが現状で、仮に使われるようなことになりましても、施設がありましたら、そちらのほうに行っていただくということで、和束町として全然問題はないんですが、ほかの改正のところにつきましては、おもには設置される事業所さんの設置基準の関係がほとんどでございまして、住民サービスに特に影響するようなものではございません。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

それですね、今回、それとまた含めまして、地域密着型サービスの基準奨励ですね、介護予防サービス基準奨励等が改正されたということで今度の改正になっているんですけども、その中で、最後に書いてありますように、これまでの指定基準を緩和して設置が簡略化されるという言い方になっておりますけども、具体的には、これま

でと、例えば地域密着型サービスを和束町で展開するといった場合に、今までの基準がどうであって、今回の改正を受けてどうなるのかというのは説明いただけますか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

和束町には、皆さんご承知のとおり、地域密着型サービスを展開している事業所はございませんが、町外には複数ございます。ただ、近くに影響するような事業所さんはないんですが、今おっしゃられた例でいいますと、まず定期巡回随時対応型の訪問介護看護というようなサービスがございまして、これにつきましては、オペレーターで対応させていただくということになっております。そのオペレーターの設置基準のサービスの提供責任者の基準なんですけど、従来でしたらサービス責任者は実務経験3年以上というものがありましたのが、今度から1年以上でサービス提供責任者になれるというのがまず大きく変わったところでございます。

また、介護・医療連携推進会議という会議の開催を毎年しなければいけないんですが、これの基準の緩和ということで、年4回以上開催というのが年2回ということで、会議の回数が減らされたということになっております。

こういうことに基づきまして、事業所が設置しやすく、また運営しやすくなるための今回の改正ということでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

あと、数字的な部分ですが、人員の配置にかかわる部分だと思うんですけども、旧来9人のところを18人ですか、これは施設利用者がそういう規模で変わるというこ

となんですけども、これはどういうふうになりますか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

9人以下の中での開設が18人以下でもいいということは、つまりうちのほうでも相談があったんですけども、事業所を展開するのに人出、施設が要ります。施設がまず一から建てられる場合は問題なんですけど、既存の例えば空き家なり空き施設を使われる場合に、その大きさによって人員が変わってきます。従来につきましては9人以下ということなので、その大きさの施設で9人以下でないと運営できないのが18人以下ということで、大きさによって18人からもっと少ない人数でも運営できるというので、事業所の例えば力なりスタッフなりによって幅広い使い方ができるということで、今回9人以下から18人以下ということで、実質上運営のためには緩和されたというような制度でございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それで、けさの新聞にですね、これは特養等の事故による件数の調査がありまして、それが大変多く報告されているということが出ておりました。もちろん、どういうケースが全て事故なのかとか、そういう定義についてはいろんな意見があるようなんですけども、ただ、いずれにしましても、この間、介護施設などでは、そういった事故であるとか、また職員による虐待であるとか暴力であるとか、あってはならないんですけども、そういった事例が大変多く起こっているというのがあります。

その背景には、もちろん職員の方のモラルであるとか資質の問題もありますけども、ただ、やはり大変限られた人数の中でいろんな仕事をこなさなくては行けないと。人

出不足もありまして、大変重労働の中で、精神的にも大変厳しい職場が多い中で、ストレスも含めまして、そういった事件が起こりがちだと。職員の目が届かない中で転倒であるとか、そういった事故なんかが起こって、骨折であるとか、悪い場合は死亡事故にもつながっているということが背景にはあるというふうに思うんですね。

それで、今回の地域密着型サービスの人員設置及び運営に関する基準等の関係なんですけども、和東町では、今、言われましたように、介護保険として地域密着型サービスへ位置づけられてはいるんですけども、やはり事業所さんが来てくれないと展開できないと。この間、若干緩和があって、町外の施設であっても地域密着型サービスを受けられるというような若干そういう改正というものがあつた中で、町外でも受けられるんですけども、ただ、それはあくまでも町外の事業所さんに枠があつた場合ということで、そこへ済みませんという形でいかしてもらうしかないというのが現状だと思ふんですね。

そういう点では町内で本当は密着型サービスを展開してもらいたいというのはあるんですけども、ただ、先ほどあつたように、例えば、オペレーターの関係も実務経験が3年以上要つたものが1年でいいとかね、それから会議ですね、いろんなそういうものをやるのも半分に減らすとか、いわゆるいろんな意味で施設を設置しやすくはなるけれども、質のほうを保てないという危険性も今回の改正には含まれているというふうに思ふんですね。ですから、そういった意味では、そこはやはり町として、設置者としてどのように、ただ単に緩和されて利用者の選択肢がふえるからいいんじゃないかというようなことなのか、それともやはりそういった意味での危惧というものは、それはそれで抱えつつもいろいろ考えていただいているのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

初めにありました事故等につきましては、私も新聞報道のほうを確認しまして、施設数で特養で772、他の施設で275、全部で1,047施設、死亡につきましては、特養と他の施設を合わせて1,547人の方が亡くなられているというのを報道で知りました。

確かに、誤飲や骨折等でこういうことも、必ずしも介護施設の職員とかのケア不足ということでもないと思うんですけども、実際に起こっているというのは事実でございます。うちのほうにつきましても、和東町の住民さんが町内・町外の各施設をご利用されている中で、事故等あるという報告は年に数件、私のほうには入ってきております。そのほとんどが転倒による打撲ないし圧迫骨折というふうに伺っております。

岡本議員がご懸念の今回の基準の緩和に基づきまして、将来的に和東町のほうで事業所ができたとしたときに、職員さんの質なり忙しさ等々で手が抜ける等々あって、また、こういう事故とかが起こるかもしれないというところでございますが、これにつきましては、今回の改正で地方分権等により市町村のほうに権限が全部移譲されてきております。監督する立場にも和東町は市町村としてあることになりましたので、今後そういう施設等ができましたら、当然ながら、うちのほうから日々といいますか、毎日見に行くことはできないですけども、経営状況、運営状況のほうを見させていたがきまして、監督監査していくことになると思います。

ご懸念の国の基準がどんどんどんどん緩和していくという中ではございますが、それにつきましても、やはり緩和されている中でも監督監査する機関、今回につきましては和東町がしっかりとした目で、日々のちゃんとした運営と住民さんへの介護、ケアがきちっとできているかというところを厳しい目で見ていく中で、そちらのほうについては対応できるかと考えております。

将来、来年、再来年、いつのことになるかわかりませんが、いつかできたときには京都府なりの協力を仰ぎながら指導・監督のほうをしていきたいと考えております

ので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

一応、これで終わりにしますけども、もちろん設置者として、本来、国や京都府がそういう監査にしても、そういったものにちゃんと責任を持つということが、本来、本当は必要だと思うんですけども、それを含めて全て市町村に権限移譲すると。もちろん権限を身近なところでちゃんと持っていくということはいいいこともあるんですけども、ただ、それをちゃんと担保するだけの人員を確保するであるとか、専門性をちゃんと確保するであるとかいうことはほとんど考えられてないですよ。だから、権限だけいただいて、あとはできる範囲でやってみたいなことが、これは国や府の問題ですけどもね、いうことがある中で、仮にそれが本当にやった場合に町の担当課とかの負担は大変なことだというふうに、それも大変心配するわけです。ですから、やはり町としてはもちろん私も身近なところで、本来受けられるべきサービスを受けられるという条件を整備していくことは必要ですし、一日も早くそうなってほしいと思うんですけども、それは何でもいいというわけにはいきませんので、やはりちゃんと質を伴って、受けた方が本当に尊厳をちゃんと守られてサービスを受けられるというふうな事業者じゃないと安心して介護を受けられないということにもなりますし、今回のそういった意味では、国の改正ではあるとしてもですね、その辺が担保されないという意味では、やはり私としては危惧をしているところだということで、私は今回については賛成できないということで表明だけしておきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２３号 和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第２３号 和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第２４号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第２４号の提案理由を申し上げます。

人事院規則の改正に伴い、特例の場合を除き、超過勤務を命ずる時間及び日数の上限を規則で定める必要があることから、規則に委任する条文を追加するため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、この案を提出させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、議案第 24 号を説明させていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第 24 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

平成 31 年 3 月 15 日提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

議長のお許しをいただいておりますので、資料 No. 24 の職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正 概要に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

正規の勤務時間以外の時間における勤務、いわゆる超過勤務に関して定めることが必要な事項について、規則委任するため、今回、第 8 条第 3 項を追加するものでございます。

施行期日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

参考でございますが、職員の勤務時間、休暇等に関する規則の内容でございます。

平成 31 年 4 月 1 日施行の人事院規則 15－14 の一部改正に伴い、本町の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正するものでございます。

1 としまして、超過勤務命令の上限でございます。

任命権者は、原則として 1 カ月について 45 時間かつ 1 年について 360 時間の範囲内で、必要最小限の超過勤務を命ずるものとする内容でございます。

また、2 としまして、上限時間につきましては一定の上限時間の特例、要因の分析等を掲げております。

大規模災害への対処等の重要な業務であって、特に緊急に処理することを要する業務に従事する職員、または従事していた職員に対しては、上限時間を超えて超過勤務を命じることができる。

2 といたしまして、上限時間を超えて超過勤務を命じた場合には、その要因の整理、

分析及び検証を行うものとする。

施行期日は、平成31年4月1日。ただし、ただし、第7条の2の2第1項第2号の期間については、平成31年8月31日までは平成31年4月以後の期間に限るということの内容でございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今回の一部改正につきましては、いわゆる国におけます働き方改革の残業時間の時間外労働についての上限規程というのが、この間、決められたといいますか、ありまして、それを受けたものというふうに思うんですけども、それで、まずお聞きしておきたいのは、今回、超過勤務命令の上限として、任命権者は、原則として1カ月について45時間かつ1年について360時間の範囲内としつつ、いわゆる他術的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては1カ月について100時間未満、1年について720時間かつ2月から6カ月までの平均80時間等の範囲内というふうに規定されておりますけども、そもそもですね、この月100時間とか2カ月、6カ月で平均80時間という延長時間というものは、それそのものが過労死ラインに含まれていると思うんですね。いわゆる80時間というのは、この間、ずっと働き方改革の中でも言われておりましたけども、過労死ラインを突破するということになっていると思うんですね。その辺はそういう認識でよろしいですか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、和東町の実態でございますが、平成２９年度の実績のベースでございます。

職員１人当たり約９時間、１カ月当たり９時間という超過勤務時間でございます。

また、平成３０年度の２月までの実績でございますが、昨年度、大きな災害、または警報等が出まして、やはり災害時の時間外勤務というのは相当数ございました。しかしながら、平均になります、１カ月当たり一番最大多かった職員で２４時間という内容でございます。

岡本議員がおっしゃるように、この括弧書きの内容でございますが、基本的には、やはり月４５時間、年間通して３６０時間の範囲内で必ずやるという思いでいるところでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

それはそうなんでしょうけども、私が聞いてますのはね、それはそれとして、一応、こういう条例に書き込むわけですから、今、言った１００時間未満であるとか平均８０時間との範囲内というのは、いわゆる厚生労働省で言われている過労死ラインに含まれるということで、それは認識されていますかということを知っているんです。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

時間数につきましては過労死ラインという話でございますが、当然、その職務の内容によりまして必要な場合にはそれに近い時間の超過勤務ですね、出てくる場合はあるかなというふうに思っておりますので、私は特に過労死ラインを超えているという考えではございません。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

過労死ラインを超えているということは、実態としては、さっき言われたように、こんなに働いてはるわけじゃないということはわかりますけども、ただ、この条例で規定されている100時間についてですね、それから80時間等の範囲内というものについて、これは働き方改革の法律の審議でも何度も指摘されていまして、実際、厚生労働省等もそういった労働というのは過労死に大変リスクが高まるという数字として扱っていると、そういう認識でそれはそれとして見ていただいていますかって聞いているんですよ。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

実際、これまでは月60時間という一定の範囲がございました。60時間を超える職員につきましては一定の代休処理をなさいと。休息をとらせなさいという指導がございますので、それに基づいてさせていただいているところでございます。

なお、こういう形の働き方の時間が出てきました職員については、これまでと同様に休息をとる、代休をとらせる措置を講じさせていただきます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

私の言ってることにちゃんと答えてほしいんですね。これは大事なことでね。いわゆる過労死ラインというのは、働き過ぎにより健康障害が生じて労働災害と認定

の因果関係を判断できるかどうかのため設けられているという一定の目安なんですね。医学的知見では、時間外労働は月４５時間を超えると健康障害との因果関係が見られるようになる。月６０時間を超えると一段と関連性が強まるとされている。そして、発症に２から６カ月間で平均８０時間、特に発症１カ月前の時間外労働が１００時間を超えている場合は、健康障害が長時間労働に起因すると言って間違いのないというふうに言われているわけですね。

ですから、実態はもちろんいろいろと配慮をいただいているとは思いますが、ただ、今回、条例上で８０時間であるとか、１００時間というものをできると、任命権者がいろいろ理由つけたら、こういう場合はできますとかいうふうに書いてるわけですから、ただ、そういう時間というものをもし働いた場合には、そういったリスクが高まる過労死を引き起こすリスクが大変高まって、労働災害等に起因することは間違いのないという状況になると、そういう時間だということを認識されていますかって私は聞いているんです、そういうものとして。わかりますね、私の言っていること。単純なことを聞いているんです。

過労死の危険が高まる過労死するということもあり得る、そういう時間ですということ認識されてますかということです。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、月６０時間を超える職員については、必ずそういうことにならないように休息をとっていただくと、休暇をとっていただくという形で対応いただきたいということで思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

危険があるからそういう措置をとるということだと思うんですね。そういう認識を入れる以上は、やっぱり知っておかないと、任命権者としてすごくこれは対応を誤ると思うんですね。

もう一つお聞きしておきたいのは、今回の法改正では、例えば、1 カ月について 45 時間とか、1 年について 3 6 0 時間とか、1 カ月について 1 0 0 時間とか、1 年について 7 2 0 時間とかという表現がされてますけども、ただ、労働時間というのは基本的に 1 時間、1 日 8 時間、週 4 0 時間というのが原則だというふうに思うんですけども、今回そういった表現が一つも見当たらないんですけども、その辺はなぜでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

私ども和束町につきましては、週 3 8 時間 4 5 分、年間を通じて 2 , 0 8 0 時間でしたっけ、そのような形になっております。あくまで正規の時間以外における勤務ということでございますので、超過勤務に限定しているものでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

仮にそれが超過勤務であったとしてもですね、例えば、1 カ月について 4 5 時間ということであれば 1 カ月で 4 5 時間でいいわけですね。要は、1 日何ぼとかじゃなくて 1 年に 3 6 0 時間とか月 1 0 0 時間といたら、それは 1 日に何時間じゃなくて、

要は、月で１００時間に収まればいいという考え方になるわけですね。ですから、そういう意味では、もちろんそういっためちゃくちゃな働き方を和東町の役場で命じられるとは思いませんけどもね、ただ、やはり今度の文言についていえば、そういうことが法律上、可能になっているということは重々自覚していただいて、職員の方の健康を害さないように、これを運用するに当たっては厳しく運用していただきたいというふうに強く要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２４号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第２４号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後２時３０分まで休憩します。

（午後２時２０分～午後２時３０分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第８、議案第９号 平成３０年度和東町一般会計補正予算（第５号）、議案第１０号 平成３０年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第１号）、議案第１１号

平成３０年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、議案第１２号 平成
３０年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）、議案第１３号 平成３０
年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第４号）、議案第１４号 平成３０年度和
束町介護保険特別会計補正予算（第４号）、議案第１５号 平成３０年度和束町後期
高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、以上７件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第９号から議案第１５号の提案理由を申し上げます。

議案第 ９号 平成３０年度和束町一般会計補正予算（第５号）は、相楽東部広域
連合負担金、グリーンティ和束改修に伴う備品購入費、国・府補助金の
確定に伴う返還金、下水道事業特別会計繰出金並びに災害復旧事業を
初めとする繰越明許費の設定等において

議案第１０号 平成３０年度和束町湯船財産区特別会計補正予算（第１号）は、立
木伐採補償料の受け入れに伴う財政調整基金積立金等において

議案第１１号 平成３０年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、
事業勘定における一般被保険者療養給付費並びに高額療養費に係る負
担金において

議案第１２号 平成３０年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、
統合簡易水道整備事業に係る繰越明許費の設定において

議案第１３号 平成３０年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、下
水処理場の施設修繕並びに繰越明許費の設定において

議案第１４号 平成３０年度和束町介護保険特別会計補正予算（第４号）は、介護
保険システム改修に係る負担金、介護予防生活支援サービス事業費並
びに介護予防サービス給付費の減額等において

議案第 15 号 平成 30 年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、
後期高齢者医療広域連合納付金において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、議案第 9 号を説明させていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 9 号

平成 30 年度和束町一般会計補正予算（第 5 号）

平成 30 年度和束町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 194 万 9,000 円を
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 7,775 万 1,000 円
とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越しして使用する
ことができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 31 年 3 月 15 日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

10款地方交付税、15億5,323万2,000円、3,100万3,000円、15億8,423万5,000円。

12款分担金及び負担金、7,530万7,000円、△173万1,000円、7,357万6,000円。

14款国庫支出金、2億1,510万2,000円、△1,177万8,000円、2億332万4,000円。

15款府支出金、2億724万9,000円、△60万5,000円、2億664万4,000円。

17款寄付金、35万6,000円、83万円、118万6,000円。

18款繰入金、1億6,813万3,000円、△3,165万8,000円、1億3,647万5,000円。

19款繰越金、8,872万6,000円、1,179万円、1億51万6,000円。

21款町債、4億1,680万円、20万円、4億1,700万円。

歳入合計。32億7,970万円、△194万9,000円、32億7,775万1,000円。

めくっていただきまして、続いて歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

2款総務費、6億1,647万1,000円、△322万3,000円、6億1,324万8,000円。

3款民生費、6億9,534万9,000円、△98万1,000円、6億9,436万8,000円。

4款衛生費、4億7,016万5,000円、641万4,000円、4億7,657

万9,000円。

5款農林業費、1億9,429万6,000円、350万5,000円、1億9,780万1,000円。

8款消防費、2億1,870万1,000円、△766万4,000円、2億1,103万7,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続いて、めくっていただきまして、第2表 繰越明許費。

款、項、事業名、金額の順に申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、会計年度任用職員制度導入事業、499万円。

2款総務費、1項総務管理費、和束運動公園駐車場等周辺整備事業、2,453万円。

2款総務費、1項総務管理費、地籍調査事業、500万円。

5款農林業費、1項農業費、グリーンティ和束備品整備事業、350万5,000円。

7款土木費、2項道路橋りょう費、町道維持補修事業、300万円。

7款土木費、2項道路橋りょう費、門前橋整備事業、1,8500万円。

7款土木費、2項道路橋りょう費、橋りょう長寿命化修繕事業、2,000万円。

7款土木費、2項道路橋りょう費、町道舗装維持管理事業、600万円。

10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、1,400万円。

10款災害復旧費、2項工業土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業、1,853万8,000円。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧事業、1,600万円。

めくっていただきまして、第3表 地方債補正でございます。

1. 変更。

起債の目的：災害復旧事業。

補正前限度額：4,570万円。

起債の方法：証書借入又は証券発行。

利率：年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後の限度額でございます。4,590万円でございます。

計につきましても、補正前4,570万円、補正後4,590万円ということで、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様ですので、省略させていただきます。

続きまして、予算に関する説明書No.9、平成30年度和束町一般会計補正予算（第5号）をお願いいたします。

1ページから4ページは総括となりますので、重複しますので、5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

なお、主なもののみの説明とさせていただきます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額3,100万3,000円でございます。

1節地方交付税で普通交付税の分として3,100万3,000円でございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金、1目災害復旧費分担金、補正額につきましては△173万1,000円。

1節農林業施設災害復旧費分担金△123万1,000円、また2節農地災害復旧

費分担金で△５０万円でございます。

１４款国庫支出金、１項国庫負担金、３目災害復旧費国庫負担金、補正額は△１，１８０万３，０００円でございます。

１節公共土木施設災害復旧費負担金として１，１８０万３，０００円の減額で、内訳といたしまして、道路橋りょう災害復旧費負担金で△９６６万、河川災害復旧費負担金で△２１４万３，０００円となっております。

続いて、１８款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、補正額△３，１６５万８，０００円でございます。

これにつきましては、１節財政調整基金繰入金の減ということでございます。

７ページ、８ページをお願いいたします。

１９款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、補正額１，１７９万円でございます。

これについては、１節前年度繰越金でございます。

２１款町債、１項町債、７目災害復旧費、補正額が２０万円でございます。

内訳といたしまして、１節農林業施設災害復旧費で△４４０万円。

内訳といたしまして、農業用施設災害復旧事業債で△４００万円、農地災害復旧事業債で△４０万円、また、２節公共土木施設災害復旧費で４６０万円の増となっております。

内訳といたしまして、道路災害復旧事業債５７０万円、河川災害復旧事業債△１１０万円でございます。

９ページ、１０ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳出につきましても、主なものの説明とさせていただきます。

２款総務費、１項総務管理費、２目企画費、補正額６０８万９，０００円の減額でございます。

内訳といたしまして、７節賃金１６６万円の減額、また１９節負担金補助及び交付

金で移住促進住宅整備事業補助金４５０万円の減額。

２款総務費、１項総務管理費、１３目諸費でございます。補正額が２７９万２，０００円。

これにつきましては、２３節償還金利子及び割引料、国・府返還金で２７９万２，０００円計上させていただいております。

４款衛生費、１項保健衛生費、４目環境衛生費、２７４万５，０００円の補正額でございます。

内訳といたしまして、２８節繰出金、下水道事業特別会計繰出金２５０万円が主なものでございます。

同款、２項清掃費、１目塵芥処理費、補正額３６６万９，０００円でございます。

１９節負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連合負担金で３６６万９，０００円計上させていただいております。

１１ページ、１２ページをお願いいたします。

５款農林業費、１項農業費、６目農業施設管理費、補正額３５０万５，０００円。

これにつきましては、１８節備品購入費、グリーンティ和束に係ります庁用備品ということで３５０万５，０００円計上させていただいております。

８款消防費、１項消防費、１目常備消防費、補正額は△７６６万４，０００円でございます。

１９節負担金補助及び交付金で相楽中部消防組合負担金の減額でございます。

議案に戻っていただきまして、続きまして、議案第１０号 平成３０年度和東湯船財産区特別会計補正予算（第１号）について説明申し上げます。

議案第１０号

平成３０年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第１号）

平成３０年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ814万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,329万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月15日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款財産収入、1,000円、877万6,000円、877万7,000円。

3 款繰入金、409万9,000円、△93万8,000円、316万1,000円。

4 款繰越金、50万円、30万7,000円、80万7,000円。

歳入合計。515万円、814万5,000円、1,329万5,000円でございます。

めくっていただきまして、続いて、歳出でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

2 款総務費、472万2,000円、814万5,000円、1,286万7,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続いて、予算に関する説明書、平成30年度和東町湯船財産区特別会計補正予算、資料No.1号、資料No.10をお願いいたします。

1 ページから4 ページまでの総括につきましては、重複しますので、省略させていただきます。5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。こちらについても主な者の説明とさせていただきます。

２．歳入

１款財産収入、２項財産売払収入、２目物品売払収入、補正額８６２万２,０００円でございます。

１節物品売払収入といたしまして、立木伐採補償料、関西電力送電線の線下保安、伐採補償料として８６２万２,０００円計上させていただいております。

３款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、補正額△９３万８,０００円でございます。

１節財政調整基金繰入金の減額でございます。

４款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、補正額３０万７,０００円。

１節前年度繰越金でございます。

７ページ、８ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

２款総務費、１項総務管理費、２目財産管理費、補正額８１４万５,０００円でございます。

これにつきましては、１３節委託料、山林保育委託料４０万９,０００円の減額と合わせまして２５節積立金として財政調整基金積立金８５５万４,０００円を計上させていただいているところでございます。

よろしくお願いいたします。

なお、議案第１１号からの特別会計につきましては、所管担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、議案第１１号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 11 号

平成 30 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 30 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 750 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 495 万円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 3 月 15 日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入からでございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

4 款府支出金、4 億 9,517 万 2,000 円、750 万円、5 億 267 万 2,000 円。

歳入合計でございますが、6 億 9,745 万円、750 万円、7 億 495 万円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

こちら、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

2 款保険給付費、4 億 7,637 万 6,000 円、750 万円、4 億 8,387 万 6,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 No. 11、予算に関する説明書により説明をさせていただきます。

1 ページから 4 ページの総括は重複しますので、省略させていただきます、5 ペ

ージからお願いいたします。

まず、歳入でございますが、4款府支出金、2項府補助金、1目保険給付費等交付金、補正額が750万円。

1節普通交付金でございます。

めくっていただきまして、歳出でございますが、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額は600万円。

19節負担金補助及び交付金でございます。

同款、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額150万円。

19節負担金補助及び交付金でございます。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、議案第12号、第13号についてのご説明をさせていただきます。

議案書をおめくりください。

議案第12号

平成30年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成31年3月15日提出

1 枚おめくりください。

第 1 表 繰越明許費

款：施設費、項：施設費、事業名：統合簡易水道整備事業、金額：1 億 3, 4 8 2 万 6, 0 0 0 円でございます。

これにつきましては、平成 3 0 年度事業として採択を受けておりますもので、一部工事は発注しておりますが、一部未契約繰越となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 1 3 号をおめくりください。

議案第 1 3 号

平成 3 0 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 3 0 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 5 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2, 8 5 7 万 3, 0 0 0 円とする。

2 入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 越明許費」による。

平成 3 1 年 3 月 1 5 日提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

1 枚おめくりください。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

５款繰入金、一般会計の繰入金として補正前の額１億５,２８０万３,０００円、補正額２５０万円、計１億５,５３０万３,０００円。

歳入合計。補正前の額２億２,６０７万３,０００円、補正額２５０万円、計２億２,８５７万３,０００円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

２款施設費、１項施設管理費で、補正前の額４,５５６万３,０００円、補正額２５０万円、計４,８０６万３,０００円でございます。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額となっております。

おめくりいただきまして、第２表 繰越明許費でございます。

２款管理費、１項施設管理費で処理場内施設修繕事業として３５０万円を繰り越させていただきます。

この繰り越しにつきましては、放流水質計器機器の修繕でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料Ｎｏ．１３をおめくりください。

総括を省略させていただきます、５ページ、６ページでございます。

歳入。

５款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金で補正額２５０万円。一般会計より繰り入れをさせていただきます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

２款管理費、１項施設管理費、１目処理場管理費ということで、１１節需用費、修繕費に２５０万円計上させていただきます。

以上、第１２号、第１３号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、議案第14号を説明させていただきます。

議案書のほうをお開きください。

議案第14号

平成30年度和束町介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成30年度和束町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ905万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,781万円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月15日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

歳入でございます。

1款保険料、1億2,505万6,000円、61万5,000円、1億2,567万1,000円。

3款国庫支出金、1億5,035万5,000円、△272万1,000円、1億4,763万4,000円。

4款支払基金交付金、1億6,207万5,000円、△816万8,000円、1億5,309万7,000円。

5款府支出金、9,184万7,000円、△172万7,000円、9,012万円。

7款繰入金、8,557万9,000円、△98万1,000円、8,459万8,0

00円。

9款繰越金、2,194万6,000円、392万7,000円、2,587万3,000円。

歳入合計。6億3,686万5,000円、△905万5,000円、6億2,781万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款総務費、846万9,000円、24万6,000円、871万5,000円。

2款保険給付費、5億7,553万5,000円、△415万3,000円、5億7,138万2,000円。

4款地域支援事業費、3,639万7,000円、△514万8,000円、3,124万9,000円。

歳出合計につきまして、歳入合計と同額でございます。

次に、資料No.14をお願いいたします。

予算に関する説明書。

平成30年度和束町介護保険特別会計補正予算（第4号）（保険事業勘定）。

1ページから4ページまでは総括でございますので、省略させていただきます、5ページをお開きください。

歳入でございます。

主なもののみ説明させていただきます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（総合事業）、補正額△234万8,000円。

これにつきましては、1節現年度分ということで、現年度分の交付金でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、△658万6,000円。

これにつきましても、1 節現年度分ということで、現年度分の交付金でございます。

5 款府支出金、1 項府負担金、1 目介護給付費負担金、△108 万 3,000 円。

これにつきましても、1 節現年度分介護給付費の負担金でございます。

おめくりいただきまして、7 ページでございます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、392 万 7,000 円。

これにつきましては、1 節の前年度分の繰越金でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

これにつきましても主なもののみ説明させていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 24 万 6,000 円。

これにつきましては、19 節負担金補助及び交付金ということで、システム改修の負担金でございます。これにつきましては、介護保険のシステムの機能強化分 16 万 7,169 円と低所得者の負担軽減のシステム改修 7 万 7,155 円でございます。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸経費、1 目介護予防サービス給付費、補正額△300 万円でございます。

これにつきましては、19 節負担金補助及び交付金で、負担金の減でございます。

おめくりいただきまして、11 ページをお願いします。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費、1 目介護予防生活支援サービス事業費、補正額△514 万 8,000 円。

これにつきましては、13 節委託料ということで、介護予防に係ります、また事業対象者によります訪問並びに通所の事業所への委託料の減額でございます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、議案第15号についてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第 15 号

平成 30 年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 6 4 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 9 6 4 万 7, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 3 月 15 日提出

和 束 町 長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございますが、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款保険料、3, 7 8 4 万 6, 0 0 0 円、3 6 4 万 7, 0 0 0 円、4, 1 4 9 万 3, 0 0 0 円。

歳入合計でございますが、6, 6 0 0 万円、3 6 4 万 7, 0 0 0 円、6, 9 6 4 万 7, 0 0 0 円。

めくっていただきまして、歳出でございます。歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、5, 9 7 3 万円、3 6 4 万 7, 0 0 0 円、6, 3 3 7 万 7, 0 0 0 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 No. 15、予算に関する説明書により説明をさせていただきます。

1 ページから 4 ページの総括は重複しますので、説明は省略させていただきます。

5 ページからお願いいたします。

歳入でございますが、1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料で補正額 2 2 6 万 1 , 0 0 0 円、1 節現年度分でございます。

2 目普通徴収保険料、1 3 8 万 6 , 0 0 0 円、こちらにつきましても、1 節現年度分でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額 3 6 4 万 7 , 0 0 0 円、1 節負担金補助及び交付金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

それでは、一般会計の 1 0 ページの移住促進住宅整備事業補助金が 4 5 0 万円の減額になっておりますけども、その辺、説明をいただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

こちらはですね、当初予算で特区内で 2 軒、1 8 0 万円掛ける 2 軒の 3 6 0 万円、それから特区以外で 9 0 万円掛ける 5 軒の 4 5 0 万円を計上してございました。それで、今年度使ったのが特区内の 1 軒と特区外で 2 軒でございまして、その余り分、内訳をいいますと、特区分 1 8 0 万円と 9 0 万円掛ける 3 軒分の 2 7 0 万円、合計 4 5

0 万円を減額させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

それで、今年度でいいますと、いわゆる湯船にお試し住宅というのを一定整備されたわけですが、その辺の利用状況はどうなっているんですか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

湯船のほうですが、この2月27日、28日と3月1日、この3日間の2泊3日で大学のフィールドワークの会場として使われました。また、移住希望者が見学に訪れておられます。

来年度になるんですが、予約としまして、和東中学に教育実習に来られる方が2カ月滞在されるようでして、こちらの方が使われるということで、今、調整に入っております。年が変わって5月ぐらいからというふうに伺っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

和東町にとりまして、移住を進める上では住まいのほうが続く大きな課題になっていると思うんですが、そういったお試し住宅等の整備というのは、前にもほかの地域等での整備も含めて話したことがありますけども、できるだけ利用が進むようにお願いしたいというように思います。

それで、この件について声としてよくお聞きするのが、和東町に仮に住みたいとか移住したいといった場合の情報が十分でないということをよく聞くんですね。

例えば、先日の一般質問で竹内議員が農地からの住宅転用ができるかどうかという話がありましたけども、それも一応、一定の手続を踏めば、一定理由があって時間もかかりますけども、そういったことも可能ということもあると思うんですね。

ただ、そういったこともやはりなかなかふだんではそういう情報がなくて、あきらめてしまうといった、そういった話もよく聞きます。それも含めまして、和東に例えば住みたいといったときに、どういう段取りで住めるのか、どういうふうなことをやらなければいけないのかというような目でわかるようなといったらあれですけども、こういった点ではよくやっておられる綾部市なんかのホームページ等を見てみますと、大変わかりやすく周知されていると思うんですね。そういった移住をお考えの方についての情報を得るためのまとまったサイトというものを整備していくことが必要ですし、もちろんインターネット上だけでなく紙ベースも含めてですね、よりわかりやすい形で情報を発信していくということは大変大事だと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

空き家バンクの周知の仕方についてでございますけども、今はホームページ上のみになってございまして、それに加えて、京都府の移住コンシェルジュといいまして、大阪と東京に移住者専門の相談窓口というのを設けてまして、そちらのほうで情報を発信しております。

それで、和東町に見に来られて興味を示される方の大半がこの二つのルート、ホームページを直接見られている方という方と移住コンシェルジュを通じてという形にな

ってございます。

議員からありましたような綾部市のような事例なんですけども、いかんせん、和東町の場合が空き家の物件数というものが非常に限られている状況でありまして、また流動化されていきますので、紙ベースというのは難しいのかなというのが現状でございます。

それで、大々的にもっと空き家物件の掘り起こしを行いまして、それで一定数の物件が確保できたらそういったことも考えなきゃいけないと思いますけども、現時点では限られた物件の中では、やはり今の状況というのが限界なのかなというふうなことも考えております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

もちろん今まだ空き家の登録件数もまだまだ限られている状況もありますし、綾部市のようなかなりの物件を扱っておられるような状況ではないこともあります。

ただ、空き家だけじゃなくて、やはり和東が例えばいろんな形で住もうと思ったときにどういうツールがあるのかとか、どういうルートがあるのかとか、どういう手続が必要なのかとか、また和東に住むことによってどういうような環境なのかとか含めて、まず和東町のホームページに入る方が多いと思うんですけども、その辺の情報というのが見つけにくい状況が少しあると思うんですね。ですので、その辺についてはぜひ大きく改善を今後いただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それとですね、次に、総務課長にお聞きしたいんですけども、いわゆる和東町で今、働いておられる臨時職員ですね、アルバイトなどは大体、今、何人ぐらい雇用されていますか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

アルバイト、臨時職員、嘱託職員の人数につきましては、今、資料を持ち合わせておりませんので、明確な人数は答えさせていただけません。

申しわけございません。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

また、それは個別に教えていただけたらと思うんですけども、いずれにしても、正職員を雇うことが、補充はできたとしても、ふやしていくという意味では大変いろんな困難はありだと思うんですけども、そういう中で、いろんな仕事に臨時とか嘱託とかという形で入っていただいているケースが大変多いと思うんですね。

そこでお聞きしたいのは、いわゆるいろんな公務災害であるとか、そういったことが起こることもあると思うんですね、アルバイトの方でもそうですし。そういった意味での、今、和束町での正規の職員の方がそういった公務災害等の対象になる場合とか、また、同じように、臨時の方や嘱託の方がなる場合というのは、一定違いがあるというふうに聞いているんですけども、その辺の扱いの区分というか区分けというのを説明いただけますでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

和束町の職員の形態には、正職員、嘱託職員、臨時職員、アルバイトという形で雇用させていただいております。

また、本庁勤務、本庁外の勤務ということで、それぞれ異なっているところがございます。

本庁内の職員につきましては、労災保険に加入ができるということで、労災保険の対応をさせていただいているところがございます。

また、岡本議員もご承知いただいていると思いますが、和束町の条例の中で議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償に関する条例というのを定めさせていただいております。これにつきましては、庁内勤務の職員で労災保険に準じる内容で条例が定められているものがございます。

また、本町では、条例の補償を補完するために、別に傷害保険に加入させていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

それで、私もこの間、そういったことを勉強する機会があって、いわゆる臨時職員や、また本庁であるとかないとかいうような形で、法的にも公務災害、労働災害というのに違いがあるというのを教えていただいて、そういうことなのかと今さら気づいたんですけども、そこでお聞きしておきたいのは、もちろん正規であるか、また非正規であるとか、そういう身分保障の関係で一定の差が出るということはあるかもしれないんですけども、例えば、同じような条件の中で労災であるとか公務災害になる場合があると思うんですね。そういうときに、例えば、どの程度の補償に差があるのかということが気になるんですけども、そのあたりは実際どうでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたように、労災保険に準じる内容で和東町条例を定めております。その関係で、京都府の町村会を通じて保険の制度がございますので、そちらのほうに加入をするという形で、条件については労災と同様の補償が受けられるという内容でございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

わかりました。その辺、一定お話を聞いたときに若干差があるかのようなお話を伺ったことがあったので、確認をさせてもらったんですけども、大変いろいろ臨時職員の方もふえてくる中で、仕事の比重もふえてきますし、また、そういった労働災害等に遭う機会といいますかね、そういったことなんかもふえることもあると思いますので、その辺の差がないようにぜひ扱っていただきたいというように思います。

次に、老人福祉費に関しまして、少し福祉課長にお聞きしておきたいんですけども、もう年度末も迎えておりまして、来年度の予算についてもまた執行されていくわけなんですけども、この間、繰り返しお願いしていた面が、いわゆる配食サービスですね。社協のほうに委託をいただいている部分もあると思うんですとか、後は紙おむつとかの支給ですね、そういったサービスも長くしていただいているんですけども、例えば配食につきましては、ボランティアの方にもいろいろご協力して、長く頑張っている点もあるんですけども、いろんな条件がありまして、年間を通じた事業になっていないことや回数にも大変限りがあるということでもあります。

それから、紙おむつの補助につきましても、これはかなりになるんですけども、以前はもう少し対象が広く支給されていたんですけども、ある時期から住民税非課税という、そういう枠の中で支給いただくのは、大変対象が狭まったというときがありま

した。それがずっと続いていると思うんですけども、ぜひ、その辺についてより改善していただきたいということで要望はしているんですけども、その辺について、今の現状と、また今後の見通しについて説明いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

さきにありました配食サービスの件でございますが、前任課長のほうからずっと答弁させていただいていますとおり、やっぱり暖かい時期につきましては配食させていただくお弁当、御飯・おかず等につきましてはすぐに食べていただけない場合、腐ってしまったりとかいうので食中毒等の懸念もございますので、暖かい時期にはできないというのが現状でございます。

ただ、町内商工会、民間企業さんのほうで一部そういうことに近いようなサービスもしていただいているというのは聞いておりますので、そちらのほう、窓口でお勧めしたりとかいうのはさせていただいているところでございます。

紙おむつにつきましては、おっしゃられますとおり、非課税世帯の方につきましては、一定、月の上限額までは無償で配付するということで、今、資料を持ち合わせていないんですけども、たしか1カ月5,000円ぐらいまでの範囲内は無償で提供させていただいているというところでございます。

これにつきましては、制度の拡充等ということではございますが、財政上の問題と、あと制度上の問題、また近隣町村との兼ね合い等もございますので、またそこら辺、先進的な市町村等のサービス等も研究しながら、今後に向けてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○ 5 番（岡田泰正君）

移住促進に対して住宅のことについてお伺いしたいと思うんですけれども、私、以前に一般質問の中で空き家と農地がセットになって移住促進をしていただく方策をご提示させていただいたんですけれども、ようやく 3 月 11 日の新聞の中にですね、政府が土地取得の規制緩和をやるということで、近く閣議決定をする記事を見つけました。

国のほうでも農地つき空き家を購入する際に、農地取得の取得面積を見直して、これを市町村が個別に面積を定めて、農家つきの土地を購入、住宅を購入して移住を促進するというふうな閣議決定でございます。

私も以前には 1 アール未満の土地を農家にセットして就農していただく、あるいはこちらのほうで老後の野菜等々をつくっていただく施策をしてはどうかという案内をさせていただいたんですけれども、その後、農業委員会のほうでそのような提案とか方向づけというものについてご検討いただいたかどうか確認させていただきたいと思うんです。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどおっしゃいましたように、農家に農地がついてどうしても処分できない、売れないと、流動化が図れないというふうな形が以前からございましたけども、これにつきましては、国の制度で 10 アールという形なんですけど、農業委員会の中で別枠の部分の基準を認めましたら、1 平米でも農地がついていればという形の中で緩和させていただきまして、ただ、空き家住宅の関係につきましては、さきにそちらのほうの土地 1 筆だけを大丈夫という形で枠を外すと。下限面積を外すというような形で処理させていただいています。国のほうはその後を追いかけていただいておりますという形だと思いますので、今現在は、おっしゃったように、和束町のほうがさきに農地つき

住宅、その流動化を図れるという形では準備をしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

5 番、岡田議員。

○5 番（岡田泰正君）

善処に対応していただいているということで、ありがとうございます。

こういったことをホームページ等々で、農地がついてます、面積は幾らになってます、何平米になっていきますとか、そういう細かい情報までは入れていただいてないように思うんですけれども、その辺のことについて今後検討いただけるかどうかお願いをしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

まずは、農地バンクのほうに登録という形の中でご相談があったとき、地域力推進課のほうにはこういった形で制度的には整備しているということはお伝えしておりますので、そういった物件が空き家バンクのほうに登録されるようであれば、こちらもその情報を得ながら進めていける状態ではおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

5 番、岡田議員。

○5 番（岡田泰正君）

わかりました。

私も、人口の活性化及びいろんな和東町をPRする中で、いち早くこういうような新制度に基づく制度を取り入れて、注目度を上げていただくということも一つのPRにもなってこようと思います。

なお、高齢化、就農人口、２０００年に比べたら現在は大体半分以下に就農人口はなっております。そのうちの７割以上は６５歳以上の方が就農の現場に携わっているという状況がございます。こういった年代層をいかに引き下げて農業の活性化につなげていくことが、和束の農村状況の中から考えると、荒廃地の問題等々を解消するためには非常に有効な手段であろうかと考えておりますので、より一層、農業委員会に働きかけていただいて、より適切な判断をしていただくように課長のほうでよろしくご指導いただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

制度自身につきましては、今、言いましたように、地域力のほうに空き家バンクの登録がありましたら、こちらとしても人口をふやすためにも努力したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

先ほど紙おむつの件で話は伺ったんですけども、これは本当に以前はかなり対象が広くされておりましたし、当時の財政上の事情によって、それを住民税非課税に狭めるということになったという経過もありますので、この間も、大変、介護保険料や介護の負担がふえてきているということもありますので、そういった部分についての以前の制度に最低限また戻していただくということも含めて、ぜひ検討はいただきたいというふうに思います。

それと、国保のことで一つ確認しておきたいんですけども、先日、そちらのほうでまとめていただいた資料の中で、いわゆる滞納の中でこの３０年度の中で差し押さえ

を受けた人数ということで、18人というふうに一応書いていただいているんですけども、これはある意味、月2人とは言いませんけども、そういったぐらいの頻度で差し押さえが行われているという数だと思うんですけども、この辺の内容については担当課としては事情を把握されているのでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、滞納によります差し押さえ等につきましては、滞納処分ということで税機構のほうでしていただいております。この間、調べて回答させていただきました数字、今、手持ち資料を持っておりませんので、お答えはできないですけども、一定のルールに基づきまして税機構において差し押さえ等をしているところでございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

要はですね、ルールに基づくとなりますと、いわゆる国税法とか徴税する上でのルールで一定の期限が来たときに差し押さえするという、そういった規定に基づいてされているというふうに思うんですけども、ただ問題は、どういうケースでそうになっているかということだと思うんですね。なぜ、滞納になっているのかとか、差し押さえにまでなっているのかとかいうことですよね。その辺がもちろん事務的には税機構のほうでされているだと思うんですけども、やはり町の税住民課担当課として和東町民の方の、納税者ですから、その辺はどういう事情でそういう措置を受けられたのかということは把握された上で、一定具体的なそういう生活債権であるとか、支援などをしていないと、ただ単にお金をとったから、差し押さえ滞納の一部が入ったからもういいわということじゃなくて、やはり今後の生活再建をしていただいて、納税のほ

うもできていけるような、そういうような支援のほうを担当課としていかになくちゃいけないというのが本来の徴収業務の核の問題だと思うんですね。

その辺、担当課として18件という人数は把握されたかもしれないけども、どういう事情でそうなっているのかということをつかんでいただきたいということと、前にも議論がありましたけども、税機構のほうは、税機構のほうから一切連絡ととられません。電話とかもされません。要は、督促だけ送って反応がなかったら差し押さえみたいな、そういう大変機械的な対応をされております。それでは、その方の生活をどう支援するかという観点は全くないと思うんですね。ですから、一番身近なところでそういったことをちゃんとしていただくということが、今後、こういった件数を見てもね、税住民課では大変必要じゃないかというふうに思うんですけども、その辺の実態把握と、またそういった差し押さえ案件とかになっていった場合に、税機構とどのように連携されて納税者に対して必要な支援をとるのかというのはしっかりと説明いただきたいというふうに思うんですけども、その辺、答弁をお願いします。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、滞納による差し押さえでございますが、いきなり差し押さえということは余りないと思われまして、ただ、一定、税機構と納税義務者との間で話がされて、そういう方につきましては、納付計画なり、お互い合意の上で結んでされていきますので、それをきっちり履行していただいて、差し押さえには至らないということになっております。

ただ、そういう納付計画等を作成されない、あるいは、全然ないというところにつきましては差し押さえに至ると。差し押さえといいましても、当然、それ以前に財産調査が行われまして、差し押さえできる財産があれば差し押さえるということになっ

ております。

いずれにいたしましても、税住民課としては課税ということでさせていただいておりますので、納税につきましては国民の義務というところもありますので、そちらについては納税していただくと。

ただ、前から申し上げておりますように、例えば、減免の措置等を設けておりますので、そちらにつきましては、例えば、当初の課税の決定のときに、こういう制度もありますということを何年も前から文書を入れて、そういうご案内もさせていただいております。こちらから出向いてというお話が以前からございますが、税務行政の公平公正という観点からそれはしていないというところがございますが、もちろん納税義務者のほうからご相談等がございましたら、こちらで対応といいますか、相談には乗らせていただいておりますし、税機構とのつなぎといいますか、そういうこともやっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

そういったこともされていると思います、税機構との関係でいいますと、徴収をとにかくやるということで機械的な対応をされているのは間違いありませんので、やはり一番身近な窓口として丁寧な対応をしていただきたいことと、いわゆる防災無線等でも月末とかなると必ず納め忘れはありませんかといったような放送がありますよね。それはそれで大事なんですけども、そういった機会も含めて、やはりお困りの方はご相談くださいとか、そういった制度もありますということも含めて、できるのであれば広報していただきたいと思いますので、それだけ要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

8 番、竹内議員。

○ 8 番（竹内きみ代君）

それでは、繰越明許費について 1 点質問したいと思います。

繰越明許ですので、私たちも承認していることは間違いなく認めていることなんです
が、総務費の総務管理費、会計年度任用職員制度導入事業というのがございます。
これは新しい制度で、平成 3 2 年 4 月 1 日から施行されるというふうにお聞きをして
おります。こういった形で職員さん何人ぐらいをとというような予定を立てていらっし
やるのか、その辺、伺いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

竹内議員のご質問にお答えさせていただきます。

竹内議員のほうからありましたように、会計年度任用職員制度につきましては、平
成 3 2 年 4 月から施行されるということで国のほうで定められております。現在、和
束町では、この制度に対応するためのそれぞれの課の業務調査、また例規整備を行っ
ているところでございます。しかしながら、京都府のほうの条例整備のほうが少しお
くれておりまして、京都府につきましては、3 1 年 6 月もしくは 9 月にこの条例を整
備するということで聞いていところでございます。

また、京都市でございますが、平成 3 1 年 2 月議会に提案をされて、一定、可決さ
れたという情報をいただいているところでございますが、やはり京都府を初め近隣町
村ですね、その状況を勘案しながら対応を進めてまいりたいというふうに考えている
ところでございます。

会計年度任用職員の基本的な話なんですけども、和束町の現在働いていただしてい
るアルバイト等の臨時職員、嘱託職員、全て会計年度任用職員という形の採用が平成
3 2 年 4 月からスタートするという内容でございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

8 番、竹内議員。

○8 番（竹内きみ代君）

今回、臨時職員また嘱託の方の身分を保障していくと。そして、一ランク上といいますか、ボーナスも支給していくと、そういった非常に国の手厚い制度でもって地方で働く職員さんを守っていくという、そういう意味の制度かなというふうには思っております。

全てが変更で異動の採用とはならないというふうに書いてございまして、試験を受けていただくというふうな、見ておりますと、国の方針にはそういうふうに書いてありましたので、和束町としては、自治体独自で決めることができるというふうになっておりましたので、そこはそのまま移行されるのか、もしくはまた採用試験を受けていただいて選んでいくのか、その辺のことはどうなんでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

竹内議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきましたように、会計年度任用職員の制度そのもののそれぞれの内容を現在調整しているところでございまして、基本的には、国のほうからおりているのが試験で採用する方法、また、その方の業務実績ですね、評価に基づいて行う方法、しかしながら、基本的には広く募集するというのが前提になっております。その関係で、今後どういう形で対応していくのかというのは町長、副町長と相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

8 番、竹内議員。

○ 8 番（竹内きみ代君）

わかりました。

ぜひ、たくさん 1 人でも多く採用をしていただけますようお願いをしておきたい
と思います。

それから、一般会計の民生費の老人福祉費になるかと思いますが、福祉課長にお尋
ねしたいんですが、以前に災害、または個人の救急ですね、救急車が来たときとか、
そういったときに命を守るということで救急キットというのを施行していただいてお
ります。これは 65 歳以上の方に持っていただくということで、冷蔵庫の中に個人情報
を入れて、緊急のときに対応していただくというものでございます。それは今現在
どのようになっていますでしょうか。掌握されていますか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

救急キットにつきましては、私も何年前から始まった制度かわからないですけど、
結構随分前から始まっているもので、筒状のものを救急隊員が来られたときに、独居
とか家族の周りの方がいらっしゃらないときに、それを見ればその人のことがわかる
ようなものを書かれて、全部情報として入れられているというものでございます。現
在もその活用のほうはさせていただいております。一定年齢がそのぐらいのときに達
せられた方につきましては、地元の民生委員さんにご連絡いただきまして、配付のほ
うをさせていただくという形をとらせているところでございます。

ただ、初期にお配りした方につきましては、今どういう状況で持ち合わせておられ
るのかというところは把握してないので、うちとしては当初の予定どおり、冷蔵庫な
どにきちっと入れてもらっているとは思っておるんですけども、実際に今、現状、数
年たっておりますので、そこで保管されているかどうかというところまでは、うちの

ほうではまだ把握していないというのが現状でございます。

○議長（岡田 勇君）

8 番、竹内議員。

○8 番（竹内きみ代君）

この救急キットは平成 23 年に実施をしていただいております。丸 8 年たっておりますので、やはり時代はどんどん過ぎていきます。ですから、時代に則したものをつくっていくということも一つの案かと思います。

先日、新聞記事を見ておりますと、キーホルダーにつけていらっしゃるという、そういう記事もございました。これはいい方法だなというふうに私も思ったんですけども、その辺はまた検討いただきまして、高齢世帯が非常に多いです。老老世帯、または単独世帯の方がどんどんふえておりますので、その辺また対応していただきますようお願いをしておきたいと思います。

それから、農村振興課長にお尋ねするんですが、前回質問をさせていただいて、農振農用地に家を建てることは非常に困難なことであると。しかし、それが期間をかければできますよと。しかし、このことは農地をお持ちの方も余りご存じない。そして、ご存じであってもあきらめてしまうという、そういうことが非常に多いということを、今回、一般質問をさせていただきながら、私もそのことを学ばせてもらいました。ですから、本当にどうしてもこの土地しかないんですという、そういう条件、また五つの条件がありましたね。その条件をしっかりとホームページで載せていただきたいと思うんです。そうすれば、町外に土地を求めることなく町内に建てることも可能であるという、こういうお知らせをぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

竹内議員のご質問にお答えさせていただきます。可能ということでございますので、

難しいところもございまして、かちっとできるかわからないんですけども、とりあえず条件ということ次第では一般管理ということで解除ができるというようなことは皆様方に知らせていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

8 番、竹内議員。

○8 番（竹内きみ代君）

最後に、総務課長にお願いをしておきたいと思いますが、先ほどもいろんな議員の方からご質問がございましたように、やはりホームページでお知らせするという、そこが1点、これから和束町の一つは大きな課題であるなというふうに思っております。

いろんな行政、たくさん実施をしていただいておりますが、やはり一目瞭然に見てわかるのはホームページでございます。子育てにしろ定住にしろ、また空き家対策にしろ、ホームページを見てその情報をつかんでいただく。そして、和束に行ってみよう、できたら住んでみようというふうな思いになっていただけるとと思いますので、ぜひ、その辺は、予算もかかりますが、お願いをしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

先日も竹内議員から質問いただきまして、やはりホームページの充実は欠かせないものと理解しております。費用がかからない範囲で工夫できるところは工夫をして、見られる方が見やすいような方策にしていきたいと思いますというふうに考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第９号 平成３０年度和束町一般会計補正予算（第５号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第９号 平成３０年度和束町一般会計補正予算（第５号）は、原案のとおり可決されました。

議案第１０号 平成３０年度和束町湯船財産区特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１０号 平成３０年度和束町湯船財産区特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第１１号 平成３０年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１１号 平成３０年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

議案第１２号 平成３０年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１２号 平成３０年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算

(第3号)は、原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成30年度和束町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第13号 平成30年度和束町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成30年度和束町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第14号 平成30年度和束町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成30年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第15号 平成30年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後4時まで休憩いたします。

休憩(午後3時53分～午後4時00分)

○議長(岡田 勇君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9、発委第1号 和束町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

畑 武志議員。

○7番(畑 武志君)

それでは、提案理由を申し上げます。

発委第1号 和束町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本議会常任委員会の所管事項の中で、地域力推進課の所管に関する事項は、地域力推進課設置当初の平成23年4月1日より総務厚生常任委員会の所管として事務調査を進めてきました。しかし、近年地域力推進課の事業の中で、湯船森林公園やワールドマスタースゲームズ大会等マウンテンバイク事業、移住・定住や観光に関する事業等、農村振興課と深くかかわりがあり、同じ所管になることで調査もより充実することから、議員全員協議会において協議の結果、今回、産業常任委員会に所属を変更することとし、和束町議会委員会条例の一部を改正するものです。

議案の朗読をもって説明いたしますので、議員各位のご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

発委第1号

和束町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び和束町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成31年3月15日

提出者 和束町議会運営委員長 畑 武志

和束町議会議長 岡田 勇 様

それでは、和束町議会委員会条例の一部を改正する条例、この新旧対照表で説明いたします。

今までは総務厚生常任委員会の中に地域力推進課の所管に関する事項ということでございましたが、次年度から地域力推進課の所管に関する事項を産業常任委員会に移したいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発委第1号 和束町議会委員会条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発委第1号 和束町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10、発議第1号 安心できる国民健康保険制度へ国の公費負担増額を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○6番（岡本正意君）

発議第1号の提案理由を申し上げます。

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険を支えている制度であり、国保法第1条にもあるように、国民の命と健康を支える社会保障制度です。和束では、世帯の約45%、人口の約36%が加入されており、大きな比重を占めています。極めて重要で不可欠な制度である一方で、この間の加入者の構造変化や国の財政負担の削減等によ

り、財政基盤の弱体化が深刻化し、高過ぎる国保税の実態が大問題となっております。

これを受け、全国知事会などの地方団体も国保への財政支援強化による国保税の引き下げを国に対して重ねて要望されております。このような動きは多くの加入者を抱える本町にとりましても大事な問題であり、一刻も早い抜本的な改善を求める立場から、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げまして提案にかえさせていただきます。

発議第 1 号

安心できる国民健康保険制度へ国の公費負担増額を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項の規定に基づき提出します。

平成 31 年 3 月 15 日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 岡田 勇 様

安心できる国民健康保険制度へ国の公費負担増額を求める意見書

国民健康保険（国保）は、国民皆保険を支える「最後の砦」として重要な役割を担っているが、高過ぎる保険税の実態が、本来なら守るべき住民の命と暮らしを苦しめ、保険制度自身の根幹を揺るがす事態となっている。

国保制度は、自営業者や年金生活者、非正規労働者、失業者など経済的に不安定で低所得層が加入者の多くを占め、事業主負担がないため、もともとから財政基盤が脆弱で、国のふさわしい財政負担がなければ安定した運営は困難である。

保険税の高騰と財政基盤の弱体化の背景には、国庫負担の削減を続けてきた政府の姿勢があり、国が公費負担増額に転換する以外に保険税引き下げを含め、国保制度の困難を打開する道はない。

全国知事会は、2014 年に、国保税を「協会けんぽの保険料並み」に引き下げるため 1 兆円の公費負担増を政府に要望し、均等割の廃止など抜本的な制度改善を提言している。

それを踏まえ政府は、昨年４月からの「国保運営の都道府県への移管」に当たり３，４００億円の公費を投入しているが、本町も含め、全体的に国保税引き下げの流れをつくっていないばかりか、近い将来の引き上げが既に想定されているのが実態である。これ以上の引き上げをさせないことはもとより「協会けんぽ並」の保険税引き下げを実現する上でも、全国知事会が求めた「１兆円」規模の公費負担の増額は急務である。政府は速やかに公費負担を増額し、高過ぎる保険税を引き下げ、安心できる国保制度への改善に責任を持つことを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成３１年３月１５日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財 務 大 臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 根本 匠 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

岡本議員。

○６番（岡本正意君）

賛成です。

発議第１号に対する賛成討論を行います。

賛成理由の第１は、意見書の冒頭にもあるように、高過ぎる国保税が被保険者の命

と暮らしを脅かし、制度の根幹を揺るがしている実態に強い危機感を持つからであります。

第２は、意見書でも触れているように、国保はもともと構造的に財政基盤が弱いことから、国のふさわしい公費負担の強化・増額がどうしても必要だからです。それは加入者のうち約４５％を前期高齢者が占め、その１人当たりの平均所得が年間約７６万円程度であること、また世帯の約６１％、被保険者数の約５５％が何らかの軽減を受けていることなど、和束の国保の実態からも明白であります。

第３は、協会けんぽなど他の医療保険と比較し、国保税が異常に高く、一刻も早い改善、引き下げが必要だからです。

国保税が異常に高額になるのは、所得など負担能力に応じた負担額だけでなく、１人当たりの均等割や世帯当たりの平等割など、一律的な負担が強いられていることが背景にあり、所得が低いのに税は高いという逆転現象が被保険者を苦しめております。この状況を変え、知事会が提案している協会けんぽ並の保険税を実現するためには、最低でも１兆円規模の公費負担の増額がどうしても必要になります。

以上の理由から、本意見書に賛成するものであり、政府は速やかに公費負担をふやし、安心できる国保への改善に責任を持つことを強く要求し、賛成討論いたします。

○議長（岡田 勇君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第１号 安心できる国民健康保険制度へ国の公費負担増額を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第１号 安心できる国民健康保険制度へ国の公費負担増額を求める意見書は否決されました。

日程第 11、発議第 2 号 消費税増税の中止を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○ 6 番（岡本正意君）

発議第 2 号の提案理由を申し上げます。

本意見書を提案する最大の理由は、庶民の生活の実態が増税を到底許さないことが明らかだからです。そして、その間の国会論戦を通じて、安倍総理や政府・与党が宣伝する増税の根拠がことごとく崩れていることです。

先日は内閣府の景気判断がこの 1 月から既に後退局面に入ったとの報道もあり、また一つ増税の根拠が失われております。このような状況のもとでの増税は余りにも無謀であるとともに、取り返しのつかない事態を招く危険性も大きいことから、政府に対し再考を促し、中心を決断させる必要があります、本意見書を提案するものでございます。

それでは、読み上げまして提案にかえさせていただきます。

発議第 2 号

消費税増税の中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項の規定に基づき提出します。

平成 31 年 3 月 15 日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 岡田 勇 様

消費税増税の中止を求める意見書

政府は、ことし 10 月から消費税率を 10 %に引き上げる方針であるが、国民生活の実態は増税を到底容認できるような状況ではなく、増税はきっぱり中止すべきである。増税の影響を少なくすると称して、複数税率の導入やカード決済によるポイント還元、商品券の発行などの「対策」を打ち出しているが、国民の中ではどれも不評で、

混乱必至が危惧されている。

政府は「２０１９年度の増税による税収を全てお返しする」規模の対策を実施するとしているが、それならば最初から増税を中止すべきであり、それが最大の「景気対策」である。

政府は、賃金のアップや雇用や所得の増加を宣伝し、増税の根拠にしているが、厚生労働省の賃金統計の不正も絡み、この間の国会論戦の中で、ことごとく根拠は崩れている。

もともと消費税は生活が苦しい人ほど負担が重く、逆進性が極めて強い税金であり、増税により格差と貧困が拡大することは必至である。

その一方で、輸出大企業には多額の「輸出戻り税」が還付されるなど、税のあり方を大きくゆがめている。

政府は、消費税や増税の目的を「社会保障を支える安定財源を確保するため」としているが、年金カットや介護や医療負担の増大など、社会保障の切り捨て、後退が続いているのが実態である。

一方で、増税による税収分に匹敵する規模の法人税の減税が実施されており、一体何のための消費税、増税かが鋭く問われている。

財源を言うなら、空前の利益を上げている大企業や富裕層への優遇税制を改め、応分の負担を求めることこそ必要であり、不要不急の大型公共事業や防衛費の見直しも急務である。そうすれば十分に財源確保は可能であり、消費税増税は不要である。

政府におかれては、国民生活や地域経済の実情を踏まえ、今年１０月からの消費税増税を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成３１年３月１５日

衆議院議長　大島　理森　様

参議院議長　伊達　忠一　様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財 務 大 臣 麻生 太郎 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

賛成です。

発議第2号に対する賛成討論を行います。

賛成する理由の第1は、意見書の冒頭でも指摘しているように、国民生活の実態は増税を容認できる状況にはなく、もし増税を強行すればますますひどい状況になることは火を見るよりも明らかだからであります。

第2は、政府・与党が実施を検討、予定している増税対策なるものは、実施すれば現場は混乱必至であり、しかも弱者対策にもなっておらず、全く対策にならないからです。

複数税率は単に据え置くだけで、軽減でないばかりか増税を前に物の値上げが一斉に今、行われようとするなど、実態として意味をなくしております。中止こそ誰もが恩恵がある最大の景気対策であることを日々明らかになっているのではないかと思います。

第3は、値上げはもともと逆進性が強く、不公平な消費税の性質をますます強めて、

税のあり方をさらにゆがめることになるからです。

第４に、福祉のためとの消費税増税の口実・理由は、年金削減や介護・医療負担の大幅増など、実態とて崩れているからであります。

第５に、大企業や富裕層への優遇見直しと応分適正な課税、不要不急の公共事業中止や１基１００億円以上もする戦闘機の爆買いなど、軍事費の無駄遣い中止などを実行すれば財源は十分に確保できるからです。

以上の理由から、本意見書に賛成するものです。

○議長（岡田 勇君）

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第２号 消費税増税の中止を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第２号 消費税増税の中止を求める意見書は否決されました。

日程第１２、日程第９、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

平成31年の第1回定例会を閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

まずをもって最初に提案させていただきました全議案におきまして、原案どおりご可決、また、ご同意をいただきましてありがとうございます。この議会を通じて活発な議論をいただきました。この議論を踏まえて、次年度のまちづくりをしっかりと、がっちりと進めてまいりたいと、このように考えておりますので、議員の皆様方には一層のご支援、ご指導を賜りますことを切にお願い申し上げます。

また、今期の定例会は議員の皆様方にとりましても最終の議会となりました。振り返ってみますと、この4年間、皆様方のおかげで和束町のまちづくりも大きく前進いたしました。特に、京都府のほうでは、全住民の願いでもありました犬打峠のトンネル化がいよいよ着手していこうと、こういう時期を迎えました。これからが大事なまちづくりを進めなきゃならないわけであります。和束町のこれからは、議会の中でもご議論いただきましたように、犬打峠のトンネル化が大きく影響を与えます。これらを見据えたまちづくりが今後の和束町を左右していくだろうと、こういうことを申し上げても過言ではありません。

こうした大事な時期をこれから迎えるわけなんです、できれば、こういうまちづくりを今こうしておられる議員の皆様方、この場で議論をできる、そういうような形になればいいなと、このように願っているところであります。

改めて議員の皆様方の４年間に對しての町政へのご支援、ご協力に對しまして厚く御礼申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

これをもちまして、平成３１年和束町議会第１回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後４時２７分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 31 年 3 月 29 日

和束町議会議長 岡 田 勇

署名者 和束町議会議員 吉 田 哲 也

〃 和束町議会議員 村 山 一 彦